

令和4年度 事務事業評価 二次評価結果集計表

No.	評価結果		年 度					
	展開方針①	展開方針②	R4	R3	R2	R1	H30	H29
1	現状のまま継続		238	215	215	210	211	211
2	見直しの上で継続	重点化する	27	45	60	45	39	39
3		効率化を図る	31	42	31	49	16	20
4		簡素化する	2	2	0	1	0	0
5		その他	0	0	0	0	0	1
6	休止・廃止・終了		9	17	15	2	2	8
合 計			307	321	321	307	268	279

※過去5年度分の結果を掲載

※現状のまま継続の事業についても、評価者のコメントがある場合は記載しています。

※見直しの上で継続

重点化：重点とする課題事業であり、必要に応じて予算の増額を検討する。

効率化：事業運営の手法等について精査し、予算を有効活用することで事業の効率化を図る。

簡素化：事業の目的を精査し、必要に応じた最低限の予算計上に止める。

■重点化事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
1	8	総務課	職員研修事業	2,216	見直しの上で継続	重点化	人材育成により住民サービス等の向上を図る。
2	43	総務課	災害対策事業	10,782	見直しの上で継続	重点化	避難計画の見直し、避難施設の整備、防災訓練の実施。
3	44	総務課	遭難対策事業	12	見直しの上で継続	重点化	規制や広報活動等の一層の強化。
4	49	未来創造課	公共交通対策事業	36,526	見直しの上で継続	重点化	利用対象者の拡大を見据え、村内移動手段の充実を推進。
5	50	未来創造課	過疎山村振興・地域振興事業	37,792	見直しの上で継続	重点化	財源確保により一層の事業推進。
6	51	未来創造課	少子化対策事業	835	見直しの上で継続	重点化	国の動向を注視し、交付金等の活用の可否を検討する。
7	58	未来創造課	孺恋高等学校活性化対策事業	7,289	見直しの上で継続	重点化	指定校事業の実践的确实・計画な取組。
8	59	未来創造課	ふるさと納税管理運営事業	61,512	見直しの上で継続	重点化	他市町村の動向に注視しつつ、返礼品メニューの開発等による寄付拡大の検討。
9	103	健康福祉課	社会福祉協議会補助金	41,213	見直しの上で継続	重点化	高齢者福祉の充実のため、施設改修等の検討。
10	165	農林振興課	環境保全型農業推進事業	3,969	見直しの上で継続	重点化	表土流亡対策、水質汚染対策の強化。
11	171	農林振興課	農産物振興事業	2,787	見直しの上で継続	重点化	各種農産物、加工品のブランド化の取り組みを。
12	186	農林振興課	有害鳥獣対策事業	25,434	見直しの上で継続	重点化	人材・後継者の育成。
13	213	建設課	国土調査事業	33,644	見直しの上で継続	重点化	財源確保とともに調査区域を拡大し事業を推進。
14	214	建設課	緊急路面維持修繕事業	14,883	見直しの上で継続	重点化	財源確保により事業拡大を図る。
15	216	建設課	村道維持管理事業	276,054	見直しの上で継続	重点化	計画的な維持管理を推進。
16	240	観光商工課	観光振興事業	24,421	見直しの上で継続	重点化	農業と観光の村として振興策の検討を。
17	245	観光商工課	観光情報発信事業	132	見直しの上で継続	重点化	観光協会HPを活用した観光情報の発信統一化。
18	255	教育委員会	給食センター運営事業	109,153	見直しの上で継続	重点化	施設の老朽化対策、アレルギー対応の更なる強化。
19	269	教育委員会	スピードスケート振興事業	4,590	見直しの上で継続	重点化	孺恋高校の存続を視野に事業強化。
20	270	教育委員会	運動公園維持管理事業	10,499	見直しの上で継続	重点化	トラック走路の老朽化への対策、今後における芝生の管理のあり方の検討。
21	292	教育委員会	東部保育所運営事業	28,671	見直しの上で継続	重点化	職員の確保、充実。
22	293	教育委員会	幼稚園運営事業	47,855	見直しの上で継続	重点化	職員の確保、充実。
23	300	交流推進課	国際交流事業	4,278	見直しの上で継続	重点化	ポンペイ市との友好都市協定締結による事業拡大推進。
24	302	交流推進課	移住定住促進事業	4,338	見直しの上で継続	重点化	若い世代の移住促進、情報発信の拡充による移住促進。

■重点化事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
25	303	交流推進課	浅間山北麓ジオパーク推進事業	11,190	見直しの上で継続	重点化	浅間山南面地域との連携を図るべし。
26	306	交流推進課	地方創生テレワーク推進事業	7,037	見直しの上で継続	重点化	ASAMA Valleyの活用推進。
27	307	交流推進課	空家等・空地対策事業	1,069	見直しの上で継続	重点化	不動産事業者との連携による空き家・空き地バンクの充実。

■効率化・簡素化を図る事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
1	10	総務課	総務事務管理事業	16,338	見直しの上で継続	効率化	コピー12万枚を減らす、目標を設定のこと。
2	11	総務課	文書管理事業	165	見直しの上で継続	効率化	
3	14	総務課	財政管理事業	479	見直しの上で継続	効率化	債務残高の増加と基金残高の減少に注意を。
4	16	総務課	庁舎管理事業	20,686	見直しの上で継続	効率化	庁舎内のエアコン導入検討を。
5	17	総務課	財産管理事業	213	見直しの上で継続	効率化	公共施設整備計画に基づく土地保有及び土地利用の検討。
6	18	総務課	情報政策推進事業	58,224	見直しの上で継続	効率化	デジタル化による業務量の増加とランニングコストを抑える対策を。
7	20	総務課	孺恋村自然休養村管理事業	5,859	見直しの上で継続	簡素化	令和7年度以降について早めに検討を。
8	23	総務課	つまごいまつり補助事業	0	見直しの上で継続	効率化	時代に合った企画と運営方法を。
9	40	総務課	消防団婦人消防隊活性化事業	25,923	見直しの上で継続	効率化	広域消防との役割分担と費用抑制の検討を。
10	55	未来創造課	大学連携事業	170	見直しの上で継続	効率化	目標を明確化し、地域振興を図る連携事業の検討。
11	64	未来創造課	鎌原観音堂周辺整備事業	17,176	見直しの上で継続	効率化	早期完成を。
12	93	住民課	環境衛生推進事業	9,283	見直しの上で継続	効率化	家庭ゴミ減量対策の強化、生ゴミ削減、ごみ分別の推進。
13	107	健康福祉課	環境改善センター運営事業	11,478	見直しの上で継続	効率化	継続的な改修、公共施設の再編。
14	117	健康福祉課	福祉バス運行事業	1,369	見直しの上で継続	効率化	利用実績を踏まえ、必要に応じて見直しを。
15	159	健康福祉課	新型コロナワクチン接種体制確保事業	53,310	見直しの上で継続	効率化	経費削減。
16	167	農林振興課	孺恋農業のイメージアップ事業	20,000	見直しの上で継続	効率化	農協と連携し、さらに効果的な宣伝を。
17	170	農林振興課	農業体験・交流事業	61	見直しの上で継続	効率化	他課と連携して、内容拡充の検討。
18	175	農林振興課	孺恋村野菜出荷施設補修費補助事業	7,959	見直しの上で継続	簡素化	組合員の積立金による維持管理が基本であり補助の見直しを。
19	178	農林振興課	新型コロナウイルス感染症対策事業	35,489	見直しの上で継続	効率化	経費削減に努める。
20	180	農林振興課	農業用パワーアシストスーツ等購入補助事業	140	見直しの上で継続	効率化	需要に即した対策。
21	183	農林振興課	鎌原観音堂周辺整備事業(農林)	31,400	見直しの上で継続	効率化	完成した施設の有効活用。
22	190	農林振興課	林道維持管理事業	3,353	見直しの上で継続	効率化	継続的な林道整備の促進。
23	222	建設課	村営住宅管理事業	62,691	見直しの上で継続	効率化	将来を見据えた計画の実践。
24	228	観光商工課	バラギ温泉センター運営事業	53,513	見直しの上で継続	効率化	指定管理含め、将来のあり方を検討。

■効率化・簡素化を図る事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
25	229	観光商工課	職業安定負担金	1,545	見直しの上で継続	効率化	需要により今後の展開を検討。
26	238	観光商工課	観光団体負担金	11,018	見直しの上で継続	効率化	費用対効果と将来性の検討を。
27	277	教育委員会	文化祭実施事業	1,008	見直しの上で継続	効率化	時代やニーズに応じた内容を検討。
28	284	教育委員会	吾妻郡民スポーツ大会参加事業	1,008	見直しの上で継続	効率化	新方式に即した対応。
29	289	教育委員会	資料館運営事業	20,071	見直しの上で継続	効率化	企画展示などで更なる入館者増を。
30	296	上下水道課	簡易水道事業特別会計	11,237	見直しの上で継続	効率化	料金収入と維持費の検討を。
31	297	上下水道課	上水道事業特別会計	-32,758	見直しの上で継続	効率化	料金収入と維持費の検討を。
32	301	交流推進課	(専任)集落支援員運営事業	7561	見直しの上で継続	効率化	民生委員との連携により住民サービスの向上を。
33	305	交流推進課	自然環境推進事業	1137	見直しの上で継続	効率化	効率的な保全と活用の取り組みを。

■休止・廃止・終了事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
1	42	総務課	水防事業	130	休止・廃止・終了		他事業との統合。
2	140	健康福祉課	新型コロナウイルス感染症 対策事業(臨時子育て分)	8,579	休止・廃止・終了		
3	151	健康福祉課	新型コロナウイルス感染症 対策事業	370	休止・廃止・終了		国県補助金の財源措置がなければ終了。
4	237	観光商工課	新型コロナウイルス感染症 対策事業	1,155	休止・廃止・終了		
5	243	観光商工課	万座・鹿沢口駅活性化対策 事業	0	休止・廃止・終了		
6	244	観光商工課	万座ヒルクライム大会支援 事業	0	休止・廃止・終了		
7	246	観光商工課	孺恋スキー場管理事業	16,500	休止・廃止・終了		本年12月15日で終了予定、未利用国有地の 返地と建物の解体計画を。
8	247	観光商工課	愛郷ぐんま連携地域限定 クーポン券等付与事業	294,815	休止・廃止・終了		
9	249	観光商工課	総務災害復旧事業	0	休止・廃止・終了		

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
1	議会事務局	議会だより発行事業	573	現状のまま継続			住民の目線で監視し、批評する立場の議会がどのように村の政策決定に関わっているのか、その内容を詳細に分かりやすく公開し、村民に村づくりに関心を持ってもらい、積極的な村民参加を促す。	村民(各世帯・個人)、関係団体、関係自治体、庁内各課に配布	議員(広報編集委員会)と事務局で作成、編集した原稿を業者に依頼してレイアウトや印刷をする。1年間に4回発行(3月、6月、9月、12月定例会ごと)、1回3,700部。	広報編集委員会を設置し、議員主導による紙面作りを取組んでいる。また、平成30年3月定例会の発行から全ページをカラーにした。
2	議会事務局	議会運営事業	57,508	現状のまま継続			より開かれた議会を目的とし、議会の機能強化と活性化を図る。	議会・委員会・全員協議会	調査、研究、研修を積み重ね、必要な条例・規則などを制定。議会活動を住民に分かりやすく広く広報するとともに住民の声を議会活動に反映させ、制度政策立案に結びつける。	議会運営事業の先例を見直しながら効率化を図り、条例、規則の本旨に合う運営を目指してきた。また、令和3年6月にタブレットを導入し令和4年度よりタブレットを活用したペーパーレス議会の本格運用を開始した。そのほか、議会基本条例の策定について、調査・検討を行う。
3	議会事務局	議事録調製委託事業	1,369	現状のまま継続			議会の議事録を文字に反映し、データ化する作業の委託を行う。地方自治法第123条の規定に基づくもの。	本会議、全員協議会	議事録調製業者へ委託。	H27に議事録記録機材を購入し、作業の効率化と、音声記録漏れの改善を図った。H28からはホームページに議事録を掲載。
4	議会事務局	視察等調査活動事業	2	現状のまま継続			所管に関連する施策・事業、議会運営に関する先進事例等を調査することにより、議員の見識を高めるとともに、円滑な議会運営を図り、村における課題の解決に向け取り組む。	自治体が抱えるさまざまな課題に対する取り組みの先進事例等	事前に視察目的など諸課題について研修しておき、議会又は委員会 で計画し、最小経費で実施。	議員全員による視察形態から、委員会による視察調査活動にシフトしてきた。
5	議会事務局	監査事務事業	483	現状のまま継続			自治体が行う事務の執行の適正性、適法性、妥当性をチェックし、違法・不正行為の是正及び指導を行う。検査・監査・審査の効果的かつ効率的な実施。	嬉恋村の財務事務、行政事務、事業管理及び財政支援団体の行う事業	研修会等を通して知識、技術の向上習得を図る。	担任機関であることの認識のもと、監査委員主導の監査(検査・監査・審査)になりつつある。R2.4.1付けで監査基準を策定した。
6	総務課	地区活動助成事業	14,300	現状のまま継続			広報の配布、回覧物、各行事の紹介など行政情報等を区長の連絡網及び組織を活用し、村民に迅速かつ的確に伝える。	各区区民	伍長や役員組織を活用し、広報等を配布することにより行政情報を的確に村民に伝える。	郵送料との比較。H28より区長さんは集落支援員を兼務。R1「嬉恋村安全安心・協働の地域づくり支援交付金」新設。
7	総務課	固定資産評価審査委員会運営事業	0	現状のまま継続			審査申出があれば審査委員会(委員3名)を開催し、評価額が適正かどうか審査を行う。	固定資産所有者とその納税義務者	審査申出に対して、固定資産評価審査委員会で審査会を実施。	問合せ時には、税務課でできるだけ詳細、丁寧な説明を行うよう努めている。
8	総務課	職員研修事業	2,216	見直しの上で継続	重点化	人材育成により住民サービス等の向上を図る。	職員の資質向上のために研修を計画的に実施する。	職員	県、町村会、研修アカデミー、上田市定住自立圏、電話ユーザ協会などを活用する。研修情報を的確に提供する。	住民サービス向上に向け自己能力を高める。
9	総務課	職員福利厚生事業	1,908	現状のまま継続			職員の健康管理、新人職員の作業着貸与を行い、働きやすい職場環境の充実に努める。	職員及び臨時職員	職員の健康診断 被服の貸与	職員の健康診断は、診療所で行うことにより受診しやすい環境を整え、費用面も抑えた。作業着貸与は、規程に基づいて、計画的に貸与する。
10	総務課	総務事務管理事業	16,338	見直しの上で継続	効率化		職員等が業務を効率的に遂行できる環境の整備 入札関係事務	職員及び会計年度任用職員 その他の事業	プリンターに係る消耗品の購入及び管理、切手等の購入、災害補償保険(交通指導員等)の加入手続等、町村会等各種負担金会費の支払い、LGNW等サービスに係る使用料の支払い等 群馬電子入札共同システムによる入札資格申請の受付及び工事等の発注、入札、開札、入札審査会による案件の審査。	会計年度任用職員の数。郵送料の減額。コピーの減数等。裏面の活用。プリンターのフォーマットはH24.11より3,700円/枚に(4,600円)例規集のデジタル化により、経費が節約、使いやすさが向上した。
11	総務課	文書管理事業	165	見直しの上で継続	効率化		文書管理システム及び保存ファイルにより効率化を行う。	職員	文書管理システムを活用し、文書の保存及び書庫等の整理を行う。	ファイルの統一、大量購入により単価を下げた。
12	総務課	秘書業務事業	1,454	現状のまま継続			より円滑に行政が行われるために、特別職等のスケジュール調整・交際費の支出。	村長・特別職・役場職員・関係団体等	各課や関係団体からの依頼を受けて特別職等のスケジュールを調整する。交際費支出基準に基づき適切な交際費の執行をする。	H19年度7月から秘書業務を分離。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
13	総務課	広報作成発行事業	3,581	現状のまま継続			村民に村の施策や様々な行政情報を提供し、日々の生活に生かしていただくため。また、年1回、別荘所有者(約7,000名)を対象とした特別号を発行し、村の現状や行政情報の提供を行う。	村民(全世帯)、別荘所有者(特別号のみ)	取材、記事作成、編集等の作業を村単独で行い、広報紙(A4版基本16ページ)を毎月1回発行し、区長、集落支援員、郵送等を通して全世帯に配布。PDF版を村HPに掲載及び、関係市町村や団体等に郵送。高原からのおたより(特別号)年1回(A4版4~6ページ)発行。各課のお知らせなどと連携し郵送している。	R3よりこれまでの随意契約を見直し見積もり合わせて業者を選定。業者は同じだが価格は下がった。H29、3月号よりPDFを村HPに掲載。R2年度より全ページカラー及び文字をユニバーサルデザインに変更し見やすい広報づくりに取り組んでいる。
14	総務課	財政管理事業	479	見直しの上で継続	効率化	債務残高の増加と基金残高の減少に注意を。	効率的な財源配分と健全な財政基盤を確立する。	婦恋村予算、全事務事業	予算調整と適正な執行管理を行う。決算統計、公会計など各種財政資料の作成。地方債発行等の手続き。地方交付税基礎資料の作成。健全化比率の算出。財政状況の分析。	H22.9財政健全化団体から脱却。H24決算で起債許可団体から脱却。H25決算により県内ワースト1脱却。
15	総務課	公用車管理事業	1,772	現状のまま継続			公用車の適正な管理及び効率的運用により運行時の安全を図る。	公用車・職員	公用車の定期点検・整備、修理の実施。任意保険の加入手続き、事故対応。安全運転の推進。公用車の運行管理、使用許可。	保有台数の削減、経費削減のため中古車の購入。低公害車への買い換え。
16	総務課	庁舎管理事業	20,686	見直しの上で継続	効率化	庁舎内のエアコン導入検討を。	公務の円滑な遂行及び来訪者の親しみやすい庁舎作りのために、庁舎及び公共施設の維持管理を行う。	庁舎・来訪者・職員	管理委託契約により、自動ドア、電気設備、消防設備、地下タンク、分煙機保守管理。職員による庁舎の清掃、営繕。清掃会社による床清掃。	昼休み時の照明消灯。給湯をガスから電気に転換。職員による事務所内清掃。事務室照明のLED化実施。空気循環設備の一部実施。
17	総務課	財産管理事業	213	見直しの上で継続	効率化	公共施設整備計画に基づく土地保有及び土地利用の検討。	全村民共有の村有財産の適正かつ適切な管理	土地・建物等村有財産	条例、規則に基づき所管課局所等との連携と全職員による管理意識の向上を図り、管理体制及び管理システムの構築を行う。	H20年度より、一定条件の下、寄附受け入れを開始した。H28年度に公共施設総合管理計画策定。R2年度に個別施設計画を策定、R3年度に総合管理計画の改定を行った。
18	総務課	情報政策推進事業	58,224	見直しの上で継続	効率化	デジタル化による業務量の増加とランニングコストを抑える対策を。	庁内ネットワークを使用し、事務の効率化やホームページでの情報公開を図る。庁内情報セキュリティの強化を図る。通信基盤整備等を行い住民サービスの向上を図る。	職員・住民	村が整備した光ファイバを通信事業者へ貸し出しを行いフレッツ光のサービスを行う事により地域間の情報通信格差は解消される。庁内ネットワークシステムを用い、庁内、外部とのメール・施設予約・文書管理・財務会計システムやL G W A Nとの接続を行い、総合的な業務を行う。	光ファイバー網を、通信事業者に貸し出し光インターネットサービスを提供。システムリプレース、ホームページのリニューアル。音楽部クラウドシステムの構築。情報システムのセキュリティ強化。
19	総務課	千代田区交流事業	33	現状のまま継続			千代田区と婦恋村の姉妹提携協定に基づき、行政交流から住民交流まで、相互に自治体が補完しあい村づくりに寄与する。	行政交流から民間交流に参加する村民	各課単位で千代田区の事業については予算化している。総務課は事業ごとに支出方法が異なるが、直接経費や補助金として支出し事業を執行している。	経費の負担方法。財政が厳しいが昨年並みの交流事業経費を見る予定。
20	総務課	婦恋村自然休養村管理事業	5,859	見直しの上で継続	簡素化	令和7年度以降について早めに検討を。	バウギ地区の観光振興、交流事業の促進。	観光客及び婦恋村民並びに千代田区民他交流先住民	指定管理。	平成28年4月より指定管理にて運営。令和3年度に指定管理更新。令和7年度末に指定管理期間及び千代田区との協定の期間が終了する。
21	総務課	交通安全対策事業	3,755	現状のまま継続			住民を交通事故から守り安全・安心な生活が出来るようにする。	住民、安協負担金、村民・村内通行者	交通関係施設(歩道、カーブミラー、ガードレール等)の整備・調整。道路危険箇所への看板調整整備。交通安全啓発物の配布。交通安全教室の開催。	婦恋村飲酒運転撲滅宣言を宣言。交通看板の設置。
22	総務課	交通指導員活動事業	2,239	現状のまま継続			村民への交通安全に対する指導、また、安全を守るため。	住民、指導員手当	横断歩道等街頭での交通安全指導。各種行事での道路通行の安全確保。交通安全啓発活動。	R2年4月1日より地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、業務委託契約を結んだ。
23	総務課	つまごいまつり補助事業	0	見直しの上で継続	効率化	時代に合った企画と運営方法を。	村民及び別荘地に来村する観光客等に夏の一夜を花火やますつかみなど子供から大人まで楽しんでもらうためにお祭りを実施する。	村民及び観光客など	寄付を集め実施団体が各部会ごとに計画実施する。村は、職員中心にサービスを実施するとともに実施委員会に補助金を支出する。	コストパフォーマンスの良い芸能人の招致。花火の創意工夫。舞台の簡素化。
24	総務課	賀詞交換会実施事業	15	現状のまま継続			新年を村民が一同に会し賀詞を交換する。	全村民及び区長等区役員	東部小学校体育館での出初式終了後、移動して婦恋会館で実施。	アルコールからジュース類に変更。叙勲受賞者を紹介し敬意を表している。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
25	総務課	顧問弁護士委託事業	700	現状のまま継続		個別具体的訴訟案件については、適宜に処理すること。	社会の複雑化に対応し、法的な手段が必要なときに弁護士に気軽に相談し諸問題を早期に解決するため顧問弁護士を委託する。	あらゆる法的な事例に対応	顧問弁護士を委託する。	弁護士料金の減額。
26	総務課	自治振興功労者表彰事業	75	現状のまま継続			地域で自治など地域振興分野で活躍していただいた功労者に敬意と感謝を表すために実施。	自治振興功労者	文化祭の場で感謝状と記念品を贈呈する。紺綬褒章者に感謝状を贈呈。	
27	総務課	自治総合センターコミュニティ補助金事業	2,500	現状のまま継続			各区の自治コミュニティ事業を支援するためにこの事業（一般コミュニティ助成事業等）を活用する。	各区の公民館などの改築や、地域コミュニティの支援活動	今までの嬉志村の枠組みは、年に2箇所程度であるので、地域の希望が多い場合は、内部調整が必要。	宝くじの資金活用を効率よく活用する。区長会での調整や、協働の芽を育てたい。
28	総務課	防犯対策事業	1,857	現状のまま継続			各種団体への協議会負担金を助成することで、育成指導する。	各種団体	協議会へ負担金を支出する。	目的が曖昧なものや意義達成の薄いものは廃止する。防犯協会のウエイトが高いので減額を求めたい。
29	総務課	地域振興補助事業	4,201	現状のまま継続			地域のコミュニティ事業を助成し、地域の核になる公民館等を維持管理できるよう助成する。	11区及び別荘地区	防犯灯、施設補修及び備品購入等について補助金を予算の範囲内で助成する。	予算の範囲で事業実施するため補助率が変動してきた。
30	総務課	行幸啓事業	0	現状のまま継続			上皇（行幸）と上皇后（行啓）が同列で外出される際に宮内庁、県庁、県警等と連携し安全の確保に努めると共に村内に設置されているお出迎え場所の準備やお出迎え者の整理誘導を行う。	村民及び観光客等	宮内庁及び県庁並びに群馬県警と打ち合わせを行い事前準備及び当日の職員配置を決定し対応する。東西の小学校からブランターを借用しお出迎え場所に設置。日の丸の小旗を購入しお出迎え者に配付。	
31	総務課	自衛官募集事務事業	36	現状のまま継続			自衛官募集について村民に周知し自衛官希望者の増加に寄与する。	村民	村民への周知用のチラシの作成及び広報への募集記事の掲載。	
32	総務課	選挙管理委員会運営事業	648	現状のまま継続			選挙の適正な執行を行うため、議会の選挙により選出された4名の委員で構成された選挙管理委員会を開催及び運営する。県や町村等との連絡、情報交換及び協議を必要に応じて行う。	年齢満18歳以上の日本国民で、3か月以上住民基本台帳に登録されている人	選挙管理委員会の定期的な開催や、選挙における選挙人の確認及び二重投票の防止のための選挙人名簿の登録及びその調整。	選挙時における啓発運動の推進。
33	総務課	選挙啓発事業	26	現状のまま継続			選挙人が積極的に政治・選挙に参加するように努める。また、若年層へ投票参加を促す。	全村民	小中学生に対して明るく選挙ポスター作成依頼など。	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
34	総務課	参議院議員選挙実施事業	8,213	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表示する意思により参議院議員を公選するため。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票。	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
35	総務課	衆議院議員選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表示する意思により衆議院議員を公選するため。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票。	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
36	総務課	群馬県知事選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表示する意思により群馬県知事を公選するため。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票。	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
37	総務課	群馬県議会議員選挙実施事業	1,836	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表示する意思により群馬県議会議員を公選するため。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票。	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
38	総務課	村長・村議会議員選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表示する意思により村長及び村議会議員を公選するため。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票。	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
39	総務課	広域消防運営負担金	193,128	現状のまま継続			地域防災の要である消防団の活性化を図ることにより地域の安全・安心を確保する。	地域住民及び財産	消防団・婦人消防隊の充実、防災訓練等の実施。	
40	総務課	消防団婦人消防隊活性化事業	25,923	見直しの上で継続	効率化	広域消防との役割分担と費用抑制の検討を。	地域防災の要である消防団の活性化を図ることにより、地域の安全・安心を確保する。	地域住民及び財産	消防団・婦人消防隊の充実、防災訓練等の実施。	各種行事の見直し等を行い、より地域に根ざした実践的な活動になるよう改善していきたい。
41	総務課	消防施設整備事業	4,150	現状のまま継続			消防活動に必要な施設の整備を行い、地域の住民の安全を確保する。	住民及びその財産	消火栓・防火水槽の設置、詰所等の改築、水利の確保。消防ポンプ車の維持管理。	田代地区内における老朽化した消火栓の計画的修繕を実施。
42	総務課	水防事業	130	休止・廃止・終了		他事業との統合。	水防活動に必要な施設の整備を行い、地域住民の安全を確保する。	住民及びその財産	水路の整備、水害に備えての土嚢袋等の確保。	各地区において土嚢用の砂を確保し災害に備えさせた。また、土嚢袋を配布した。
43	総務課	災害対策事業	10,782	見直しの上で継続	重点化	避難計画の見直し、避難施設の整備、防災訓練の実施。	自然災害から地域住民、観光客を守る。	村民及びその財産、観光客	災害に対する意識の向上のため講演会等の開催。ハザードマップの整備、見直し。災害時における情報伝達危機等の整備。災害時における資材、備蓄品の充実。各種防災計画等の整備、見直し。	防災行政無線のデジタル化。防災ハンドブックの作成。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
44	総務課	遭難対策事業	12	見直しの上で継続	重点化	規制や広報活動等の一層の強化。	遭難防止対策を行うことにより、村民、来訪者の安全を確保する。	村民・来訪者	遭難の要因となる立ち入り禁止区域への立ち入り規制。高山植物等採取禁止区域への採取の抑制。広報活動並びに捜索活動。	警察への取り締まり強化の要請。
45	総務課	被災者生活再建支援事業(災害復旧)	0	現状のまま継続			災害により被災された村民への支援。	被災者	被災者生活再建支援金の支給。被災者生活再建のための支援。	村独自の支援金の制定。
46	総務課	栄典事務事業	0	現状のまま継続			国家または公共に対する功勞、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰するため。	地方自治関係者(首長、議員、選挙管理委員、公平委員、監査委員)、村への寄付者	叙位、叙勲の潜在候補者を毎年県に報告。また、その対象者についての書類を作成し、国へ上申。群馬県総合表彰、群馬県功勞者表彰については、対象者の調査票等を作成し県に申請。	R4より、これまで県が用意していた勲記の額を村で用意することになった。国の法で決まっていることであり、事業について改善等はなし。
47	未来創造課	企画管理事業	2,493	現状のまま継続			現状と課題を分析し、持続可能なむらづくりと村の将来発展につながる先駆的な企画立案することを目的とする。	行政の課題、問題点、将来性、特殊事情等	新規事業、政策の企画立案及び実施に必要な庁内調整と連携を取りつつ、山村・地域振興に係る情報の収集と分析、及び発信及び要望、陳情に係る庁内の調整と文書の作成を行う。	H23万座鹿沼口駅計画策定委託事業の予算化。
48	未来創造課	吾妻広域町村圏振興事業	10,870	現状のまま継続			吾妻郡内の連携を強化し、住民の利便性を向上する。	全住民、観光客、別荘所有者	吾妻郡内の町村で情報を共有しながら広域的な諸課題に対応していく。郡内共同施設や共同事業に対して負担金を支出し、事業を継続する。	農業共済組合が県で一化となり、平成21年度末で特別会計が廃止。
49	未来創造課	公共交通対策事業	36,526	見直しの上で継続	重点化	利用対象者の拡大を見据え、村内移動手段の充実を推進。	村内の交通弱者や観光客の移動手段のため鉄道を含めた公共交通機関を整備し、運行を検討する。	村民の交通弱者、観光客	スクールバスの混雑や運行時間外に交通機関として転用及びタクシー利用の推進。	H28村民バス運行開始。 H30タクシー利用助成事業開始。 H30高校生通学バスの長野原草津口駅までの運行開始。 R2路線バス(上田草津線)の運行開始。 R3デマンドバスの運行開始。
50	未来創造課	過疎山村振興・地域振興事業	37,792	見直しの上で継続	重点化	財源確保により一層の事業推進。	R3年度より過疎地域から脱却したが、R4年度まで経過措置を受けられる。また、本村は振興山村地域に指定されている。本村の現状を踏まえ、経済・文化・社会等、各面の開発向上を促進するとともに、地域団体の活動を推進する。	住民、観光客、別荘所有者	過疎地域持続的発展計画及び山村振興計画に基づいて施策を展開するとともに、県や山振連盟等の上部機関との連携により都市農村交流の活性化を図る。また、地域団体の支援を通して、本村の地域力の向上を図る。	R3山村振興計画の参考資料を更新
51	未来創造課	少子化対策事業	835	見直しの上で継続	重点化	国の動向を注視し、交付金等の活用可否を検討する。	若年の夫婦または、結婚希望者に対して、新生活向けの住居や引っ越しにかかる経費を補助することで、若年層の成婚をサポートする。将来の出産・子育てにつなげ、少子化対策を図る。	村内在住若年夫婦	若年夫婦支援のため、少子化対策重点交付金事業を活用し、新生活をサポートする。	
52	未来創造課	日本風景街道推進事業	0	現状のまま継続			村内を通る「浅間・白根・志賀さわやか街道」「浅間ロングトレイル」の2本のルートが日本風景街道のルートとして認定されたことから、これらの街道沿いを中心として地域住民と来訪者の良好なコミュニケーションにより、農業と観光等の振興と地域の活性化を図る。	全住民、観光客	道路や路を中心として行われる様々な住民活動を支援していく。現在行われている小さな活動を掘り起こし、全住民への意識喚起を行う。例えば道路のゴミ拾いやコサ切り、花の植栽などを一部団体ではなく全住民が自主的に行えるよう支援する。	
53	未来創造課	自然エネルギー活用事業	0	現状のまま継続			村内の地熱・小水力・風力・太陽光エネルギー・地中熱等自然エネルギーの有効活用を検討する。	村内全域	関係機関に対しても調査等を積極的に依頼し、村内に存在する資源・エネルギーの確認に努める。	H20小水力発電の可能性調査実施。 H22鍾原地質調査実施。 H25地熱理解促進事業実施。 H28宅改修補助金支給制度開始。
54	未来創造課	集落支援員運営事業(区長兼任)	2,750	現状のまま継続			各区の事情に精通する区長に集落支援員を委嘱し、行政では把握・対応が難しい課題の解決を図る。	各行政区	各区の区長に集落支援員を委嘱する。集落支援に必要な経費を行政で負担する。	移住関連事業が地域交流センターへ移管。 R3より集落支援員(専任)業務を交流推進課に移管。
55	未来創造課	大学連携事業	170	見直しの上で継続	効率化	目標を明確化し、地域振興を図る連携事業の検討。	協定を締結している明治大学、東海大学、女子栄養大学を中心に大学が持つ知的資産を村民、村の活性化のために活用する。	全村民、婦人村商工会、婦人村観光協会、職員	大学の教授を中心に村民向けの講演等を開催。大学と連携して村の事業への協力依頼。村と大学が連携して実施する事業への経費的負担。	
56	未来創造課	自然景観づくり植樹事業	158	現状のまま継続			地域住民や観光客が愛着や安らぎを感じられるような美しい自然景観を確保し、快適なドライブ環境を整備する。	住民・観光客	ふるさと納税寄付者により植樹したカエデの維持管理を行う。	R2、R3は植樹祭中止のため、補植・周辺環境整備のみ実施する。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
57	未来創造課	電気自動車充電サービス事業	1,620	現状のまま継続			地球温暖化対策及び省エネルギー対策として環境保全に貢献すること、また、電気自動車を所有する村内外の人が充電の心配がなく安心して運転できるよう充電サービスを提供する。	環境に配慮した電気自動車の所有者	電気自動車用急速充電器を設置し電気自動車へ充電を行う。	H26嬉志村役場駐車場にEV充電器設置。 H28嬉志村観光協会にEV充電器設置。
58	未来創造課	嬉志高等学校活性化対策事業	7,289	見直しの上で継続	重点化	指定校事業の実践的・計画的な取組。	嬉志高校の存続に向けた取り組みを実施する。	嬉志高校、嬉志高校生	生徒のための通学バス運行、体育振興のための補助金、生徒のための下宿費補助金。	平成28年度：草津方面のバス運行。 平成29年度：嬉志浅間寮建設。
59	未来創造課	ふるさと納税管理運営事業	61,512	見直しの上で継続	重点化	他市町村の動向に注視しつつ、返礼品メニューの開発等による寄付拡大の検討。	ふるさと納税制度により全国から寄附金を募り、それを財源として多様な人々の参加を図り、個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。	ふるさと納税制度の賛同者（別荘所有者、都市住民等）	愛する嬉志寄附条例に掲げる事業の実現を目指す。全国ふるさと納税制度の賛同者に、ホームページ、リーフレットによる広報活動やポータルサイトで寄附を呼びかける。また、寄附者に対して、感謝券や地産品を贈呈する。	新しいポータルサイトを増やした。
60	未来創造課	地域おこし協力隊運営事業	60,006	現状のまま継続			村の人口減少と高齢化が進行する中、地域づくり活動に意欲ある都市住民を受け入れ、その定住・定着を図るとともに地域力の維持・向上を図る。	3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域を含まない市町村）に在住の方で、嬉志村へ生活拠点を移し、委嘱後に住民票を異動できる人	地域おこし協力隊員に地域振興活動（嬉志村の観光・農業・移住定住・空き家活用・シオパーク等）等をしてもらい、新たな地域資源を活用した地域の活性化につなげる。	
61	未来創造課	地方創生単独事業	67	現状のまま継続			「しごとづくり」「新しいひとの流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」の4つの基本目標の観点から、人口減少対策に取り組む。	村民、役場職員、関係団体	嬉志村総合計画および嬉志村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目標に向けた各種事業を実施する。各事業には数値目標を設け、外部委員による評価を行い、効率的・効果的な事業展開を図る。	平成30年度に農業者と観光事業者を結び付けキャベツツーリズム研究会を組織。 令和元年度に第2期総合戦略を策定。
62	未来創造課	婚活支援事業	85	現状のまま継続			結婚率とその後の出生率の増加を図ることで、少子化対策を講じるとともに村内人口の増加を目指す。	村内独身男女	群馬県、吾妻郡、上田地域定住自立圏等の構成組織で婚活イベントや関連した事業を展開し、村内対象者に対して出合いの場や自己啓発の場を提供する。 嬉志村内で実行委員会を組織し、村独自の対策を図る。	平成25年度からイベント実施や参加費等の補助制度を実施。 平成27年度に村独自の婚活イベントを開催。
63	未来創造課	嬉志浅間寮運営事業	11,541	現状のまま継続			嬉志高校の存続と発展のために通学遠距離の高校生、スケート全国募集の生徒の生徒の受入先として寮の運営を行う。	嬉志高校スケート全国募集の生徒等、通学遠距離の高校生	嬉志高校存続のため、高校生活やスケート環境の魅力をPR。	H29に浅間寮建設、H30から寮生受け入れ、H30に増築完成。
64	未来創造課	鎌原観音堂周辺整備事業	17,176	見直しの上で継続	効率化	早期完成を。	村内外の人が集え、利便性の向上に資する拠点の形成。	住民、観光客	村内外の人も集える観光や交流の拠点、地域特色を生かした学習の拠点、災害時の安心安全を確保する防災の拠点となる複合施設の開発について、関係者と検討する。	H29～鎌原観音堂周辺整備検討会開催。
65	未来創造課	総合計画策定・管理事業	0	現状のまま継続			地方自治法に基づく総合計画を策定する。今後10年間の村政の基本構想を策定し、5年間の基本計画を定めて村民に施策を明らかにし計画実現を目指す。	村民、職員、各種団体	住民代表並びに公募による総合計画審議会を組織し、庁内での策定委員会（専門部会・プロジェクト会議）などと連携して策定、進捗管理を行う。	令和2年3月に第6次総合計画を策定。
66	未来創造課	SDGs推進事業	0	現状のまま継続			2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標の実現に向けて、各種項目の達成に向けて取り組む。多岐にわたる事業項目のため、全庁横断的な対応を目指す。	全村民	SDGs（持続可能な開発目標）の推進・達成に向けて、具体的な事業展開や啓発活動を行う。	R2事業化。
67	未来創造課	スマートシティ推進事業	38,572	現状のまま継続			情報通信技術を用いた情報収集・情報発信のシステムを構築する。防災・観光・農業などの様々な情報を収集し、村民及び観光客等に発信していく。	村民・観光客・別荘所有者・周辺自治体	構築したデータベースに情報を集約し、村民・観光客等に情報発信する。 必要に応じたシステム拡張を行い、より良い事業運営を図る。 スマートシティを推進する協議体を設置し、きめ細やかな情報発信を目指す。	R2事業化 データ活用型スマートシティ推進事業補助金を活用しシステム構築。 R3事業化 データ連携促進型スマートシティ推進事業。
68	未来創造課	嬉志の宝発掘事業	1,072	現状のまま継続			嬉志村の地域資源を発掘し、地域振興及び観光振興を図る。	行政の課題、問題点、将来性、特殊事情等	世に知れ渡っていない地域資源をクローズアップし、世に出すことで地域振興や観光振興を図る。また後生に伝承させるための事業を行う。	令和2年度は、100年前のトラクター（フォードソフ型）とともに嬉志村に初めて導入されたトラクターなど9台を展示した。5月の連休中に約900名の来場があった。

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
69	未来創造課	統計調査管理事業	885	現状のまま継続			嬉恋村の各種統計資料を管理し、行政施策の基礎データとして役立てる。統計調査協力員の確保に資する。	嬉恋村の各種統計資料、嬉恋村在住の住民	嬉恋村統計書として毎年発行する(冊子、ホームページへの掲載)。統計調査協力員報酬の支払い。	
70	未来創造課	委託統計調査事業	219	現状のまま継続			統計法に基づく各種指定統計調査や県単独事業の移動人口調査を実施することにより、本村の人口、産業などの実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得る。	村内対象事業所、村内対象世帯	各調査の事務要領に則り主に統計調査協力員による調査を行う。	
71	未来創造課	地球温暖化対策推進事業	0	現状のまま継続			地球規模での異常気象や海面上昇などの原因となっている地球温暖化を防止する。	村民、エネルギーを消費する地域内事業所	村民や事業者に対し、情報を提供し取り組みを支援する。地球温暖化対策に関する普及啓発を行う。嬉恋村地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設の温暖化防止に対応する。	
72	未来創造課	行政評価システム運営事業	0	現状のまま継続			行政評価システムの導入により、①住民の視点での成果重視の行政運営を図る。②最小の経費で効果的な行政運営を図る。③行政の説明責任を徹底し、住民から理解が得られるようにする。④職員の見識改革、政策形成能力の向上を図る。総合計画の進捗管理を行い、計画との整合性を図る。	職員、全事務事業	各事務事業について、必要性・効率性・妥当性・協働性の視点から評価し、事務事業の改善につなげる。一次評価は担当で行い、二次評価は村長・副村長・教育長・総務課長・未来創造課長が行う。最終評価(決定)は村長が行う。	平成19年度実施計画作成時に企業・特別会計、教育委員会の一部を1枚にまとめた。平成22年12月からHPで公表開始。令和2年度から様式を刷新。
73	未来創造課	過疎計画策定・管理事業	0	現状のまま継続			過疎計画を管理し、令和8年度まで受けられる過疎債等財政措置を有効に利用できるようにする。	村民、職員、各種団体	総合計画のアンケート結果を踏まえ、各課と連携しながら基本方針や過疎計画を策定し、ハード事業及びソフト事業を実施する。令和3～8年度の実施計画については、各課の希望を網羅しながら、実際の起債は財政状況を見ながら変更計画を定め、事業実施する。	①令和3年度からの新過疎法で本村は過疎地域から離脱することになった。 ②新過疎法を踏まえ、令和3～8年度の過疎計画を策定した
74	税務会計課	税務管理事業	5,049	現状のまま継続			窓口業務の充実等による納税者へのサービス向上。住民及び村外課税者の納税意識の高揚。公平、公正な賦課徴収。	住民及び村外課税者、税務関係機関(税務署、県税事務所、研修機関等)	税情報の広報掲載や各種チラシ、冊子、ホームページを活用した納税意識の啓蒙。研修への参加及び上級機関との情報交換を通じて公平、公正な賦課徴収の知識や技術を習得する。	車籍証明書のプリンター出力。各種図面のプリンター出力。税務証明交付申請書の見直し。
75	税務会計課	村税滞納徴収事業	1,486	現状のまま継続			滞納村税の歳入確保を目的とする。	村税滞納者	電話催告及び臨戸訪問の実施。督促状及び催告書の発行。滞納原因(失念型、怠慢型、困難型、拒否型等)の把握と滞納処分(執行停止、不能欠損、債権差押、給与天引き)の実施。不動産公売の実施。	催告書様式の改善及び封筒の色を変えるなど工夫改善を定期的に変更。差押物件の公売にネット公売を取り入れた。
76	税務会計課	村税賦課徴収事業	80,947	現状のまま継続			政策経費の財源確保。適正かつ効率的な賦課、徴収事務の実施。税の公平性の確保。	納税者、課税客体、賦課徴収事務取扱者	徴収確保と滞納防止のための納税環境の整備(口座振替の推進、コンビニ収納等)。賦課、徴収事務の先進事例の研修検討。職員研修によるスキルアップと制度改正への適応力向上。	納付書、督促状のコンビニ、ゆうちょ銀行対応。確定申告システムの導入、e!TAXシステムの導入、スマートフォンアプリによる納付対応。
77	税務会計課	会計管理事業	3,151	現状のまま継続			公金の適正な事務処理。収入・支出事務処理を迅速かつ正確に、また効率的に執行することにより信頼される公金の管理運用を行う。	村税等の納入者 債権者 指定金融機関等	収入帳票及び納付書等の内容精査。財務会計システムへの収入消込、日計表の作成。支出命令等の審査及び支払事務処理。	財務会計システムの更新(R元年度)。財務会計システムの更新(R5年度)。
78	税務会計課	庁内消耗品管理事業	997	現状のまま継続			公有物品の適正な管理及び経費削減。	備品 事務用品	備品管理システムによる管理。庁内共通する事務用品等について出納整理簿を利用するなど一括的に購入・使用を管理。	交換・代替商品やエコマーク商品を購入し推進。財務会計システムのリプレース、備品管理システムの導入。
79	税務会計課	公金及び公金取扱機関等管理事業	0	現状のまま継続			公金の確実かつ効率的な保管、管理。公金取扱機関(指定金融機関等)との連携及び適正かつ効率的な体制の維持。	公金(歳計現金、歳計外現金及び基金)	流動性を確保しながら、確実かつ効率的な資金の運用を行う。指定金融機関等との情報交換を積極的に行う。	H19「公金の管理運用基準」を設置。H20公金の債券(国債)運用を開始。R5.3より、債権運用の再開。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
80	住民課	住民基本台帳ネットワーク事業	2,761	現状のまま継続			住民基本台帳法に基づき全国地方公共団体が共同で住民情報の利用できるネットワークを構築し、住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化を図る。	全住民	住民ネットワークシステム機器の運用を行う。(住民情報端末で転入処理をすると、これと連携した住民ネットワークを介して、転出地の自治体へ自動的に転送される等)住民が地方公共団体システム機構へ申請した個人番号カード(マイナンバーカード)を交付し電子証明書の格納をする。また、マイナンバーカード、電子証明書の更新を行う。	H27 個人番号に対応した改修。 H30 住民ネットワークシステム更新(GOC→TKC)(R5機器更新)。 R3 PASID購入(次回R8更新)。
81	住民課	住民戸籍登録一般事業	22,553	現状のまま継続			住民基本台帳を正確に記録・管理し、居住関係の公証が適切に行なうこと。また、戸籍に関する各種届書類を慎重に審査・受理し、データを一貫して管理することにより、村民等への証明書の交付や、他市町村からの照会に的確に対応できること。また、住民のパスポート取得の利便性を図る。	住民基本台帳に記録されている村民。	○住民票についての届出や他市等からの通知を審査し、住民基本台帳の管理システムを使用して正確に記録(住民票の作成・修正等)管理する。届出・転入・転出・転居等・他市等からの通知・出生・死亡などの戸籍の届出に伴い住民票の異動が必要な場合の通知など。 ○請求に基づく、住民票の写し等の交付。戸籍謄本等の郵送請求に対して郵送での交付。 ○市町村に留関係事務(○戸籍の各種届出受付・審査・戸籍システムへの入力と関係市町村への届書等送付。○印鑑登録事務。○パスポートの申請受付及び交付。	H20 戸籍電算化。H29 基幹系郡内クラウド化。R1 住民票・印鑑証明書のコンビニ交付サービス導入。R4 戸籍副本データ機器改修(国)R5 戸籍システム機器更新(H30)。R6 運用開始 戸籍事務へのマイナンバー制度導入。令和4年度までにシステム改修等が実施され令和5年度試行開始。令和6、7年度住民基本台帳、国のシステム標準化導入(予定)。R8 パスポート交付機器の更新(R3年)。
82	住民課	個人番号制度基盤整備事業	9,130	現状のまま継続			国の目指す令和5年度までに住民のすべてがマイナンバーカードを取得することを周知していく。マイナンバーカード申請者に対する正確で迅速な交付。コンビニのマルチコピー機を利用して住民票や印鑑証明書を取得できる。	村民	コンビニのマルチコピー機で住民票と印鑑証明書の交付を行う。令和元年10月1日より開始。	令和元年10月1日 運用開始。 R2 コンビニ交付システム国サーバー更新に伴う自治体作業(R7更新)。 R3 中間ファイルサーバー機器更新(R8更新)前年度改修。
83	住民課	後期高齢者医療事業	160,687	現状のまま継続			後期高齢者医療の円滑な運営。	群馬県後期高齢者広域連合組合、後期高齢者医療特別会計	後期高齢者広域連合への負担金支出。 後期高齢者医療特別会計に対して、繰出しすべき費用(事務費、保険基金安定負担金)を一般会計から繰出す。	
84	住民課	国民年金事業	271	現状のまま継続			国民年金制度が村民の老後における所得保障の中核を担う制度としての役割をはたすため。	国民年金第1号者及び任意加入被保険者、国民年金受給権者	法定受託事務である国民年金第1号保険者に関する資格関係届、保険料の免除・納付猶予等に関する申請及び年金給付に関する算定給付等を受理し、管轄の日本年金機構高崎広域事務センターへ進達を行う。また、日本年金機構との協力・連携により国民年金制度について広報やパンフレットの掲示で村民に周知する。	
85	住民課	福祉医療費給付事業	46,301	現状のまま継続			乳幼児や母子・父子家庭、障害者の障害の発生、蔓延を防止し撲滅することにより、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図る。	子ども(0歳~中学生)、母子・父子家庭(所得税3万円未満に限る)、重度心身障害者	医療機関に保険診療でかかった際の自己負担額及び入院時の食事標準負担額(障害者は医療機関窓口において減額認定証を提示した者に限る)を支給する。県外で受診したときは、役場窓口で申請し、支給する。	平成30年から県外施設へ入所の場合、住所地特例を施行。平成31年度から障害者の入院時食事療養費の対象が医療機関窓口において減額認定証を提示した者のみに見直し。
86	住民課	狂犬病予防事業	231	現状のまま継続			狂犬病予防法に基づき狂犬病の発生を予防し、蔓延を防止し撲滅することにより、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図る。	飼い犬	狂犬病予防法及び狂犬病予防法施行規則により、毎年4月から6月の間に予防注射を接種しなければならないとされており、吾妻郡内では郡内獣医師の協力を得て集合注射を実施。嬉恋村では飼い主宛に集合注射のお知らせ通知を送付し、村内各所を巡回する方法により実施している。	令和元年度に狂犬病予防注射管理ソフトの更新を行い、届け出情報等の自入力が可能となった。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
87	住民課	犬及び猫避妊手術等補助事業	301	現状のまま継続			犬猫の多頭飼育による公衆衛生の悪化を防ぎ、公共の福祉の増進を図る。	飼い犬・飼い猫	動物病院で去勢避妊手術を受ける場合に、飼い主より事前に助成金の申請を受け付け、予算の範囲内で交付決定を行い、手術を受けてもらう。その後領収書を添えて助成金の請求を受けて助成する。	令和3年4月より助成金額を短縮：5千円、去勢：3千円に変更（手術費に差があるため）。
88	住民課	国民健康保険特別会計事業(事業勘定)	1,552,774	現状のまま継続			国民健康保険法に基づく医療保険の運営。 国民皆保険のもと全ての住民が医療保険に加入し、病気のやがなどの時に安心して医療を受けることが可能となるため安定した運営に努める。	国民健康保険被保険者	事業運営に必要な費用額から国・県の公費を控除し、不足する額を被保険者から国民健康保険税として徴収することによる。	平成30年度から持続可能な医療保険制度の確保の観点から国による制度改革が実施され都道府県も保険者に加わり、財政運営の責任主体となり納付金制度が導入された。
89	住民課	国民健康保険特別会計事業(診療施設勘定)	22,484	現状のまま継続			国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、一般患者の診療を行い、村の中核保健医療機関として公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	一般患者	指定管理者による運営。 指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会。	平成24年度から指定管理者制度を活用し、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者に指定し、直営運営から指定管理者運営に切替現在に至る。
90	住民課	後期高齢者医療特別会計事業	172,044	現状のまま継続			高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷または死亡に関して必要な給付を行い、保険の向上及び老人福祉の増進を図る。	75歳以上、一定の障害のある人で65歳以上の人	医療機関等から被保険者が受診した医療費について提出された保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払いを行う。また、保険料の収納率向上及び特定健診受診率向上対策の充実等による医療費の適正化等を図る。	平成20年4月より新たな制度としてスタートした。
91	住民課	吾妻広域火葬場運営費負担金	11,041	現状のまま継続			吾妻広域町村圏振興整備組合運営による火葬場の健全な運営。	住民	吾妻広域町村圏振興整備組合による健全な火葬場運営に係る負担。	平成25年度に西部火葬場全面改修。H30年度は、東部火葬場の改修工事費の減に伴う負担金の減額。令和2年度より総合政策課へ移管。 令和4年度より住民課へ移管。
92	住民課	公害対策事業	560	現状のまま継続			水質や大気の測定監視による自然環境の維持保全。	住民	自然環境保全に向けた監視、外部発信のための各種環境指標の測定（悪臭、騒音、水質、大気、空間放射線量他）。	R2より総合政策課へ移管。 R3より住民課へ移管。
93	住民課	環境衛生推進事業	9,283	見直しの上で継続	効率化	家庭ゴミ減量対策の強化、生ゴミ削減、ごみ分別の推進。	村民が衛生的で文化的な生活を営むこと。	村民、別荘所有者、観光客	ごみ減量化：広報による啓発。環境衛生組合との連携による「家庭ごみ減量対策容器購入補助金」の運営と積極的告知による利用促進。廃家電リサイクル等再資源化への意識啓発、リサイクル回収事業の実施、地域の清掃活動、ごみステーションの環境改善事業。衛生巡視員による不法投棄防止パトロールの実施。給食センターの生ごみを処理する「生ごみ処理機」の試験運用。	家庭ごみ減量対策容器購入補助金の改正。 国道道における不法投棄対策の県との連携。 ごみステーション回収の予算増強。 R4より住民課へ移管。
94	住民課	西吾妻衛生施設組合負担金	41,227	現状のまま継続			し尿処理を広域的に処理することで、村民の衛生的で文化的な生活を図る。	村民、別荘所有者	西吾妻地区共同で処理するため一部事務組合による管理・運営を行うことで効率的な事業実施を行う。	町村合併により、平成22年3月28日六合村脱退。 R2より総合政策課へ移管。 R4より住民課へ移管。
95	住民課	西吾妻環境衛生施設組合負担金	215,408	現状のまま継続			廃棄物処理を広域的に実施することで、事業の効率的な実施および村民の衛生的で文化的な生活を図る。	村民、別荘所有者、観光客	西吾妻地区共同で処理するため一部事務組合による管理・運営を行うことで効率的な事業実施を行う。	ペットボトルの資源ゴミ回収を平成26年5月より実施。 R2より総合政策課へ移管。 R4より住民課へ移管。
96	住民課	浅間高原清掃管理事業	7,770	現状のまま継続			ごみ不法投棄抑制、ごみ出しのマナーと、ステーション利用方法の周知、パトロールを通じた浅間高原の自然環境保全。	住民、別荘所有者	衛生巡視員2名による不法投棄抑制パトロールとごみステーションの適正管理、不法投棄ゴミの収集処理。	不法投棄の監視強化。 衛生巡視員の2名体制への増員。 R2より総合政策課へ移管。 R4より住民課へ移管。
97	住民課	災害復旧廃棄物処理事業	0	現状のまま継続			災害復旧廃棄物処理体制の維持。		災害廃棄物処理の情報収集、処理体制の計画検討。 災害廃棄物処理計画の内容確認。	令和2年度末に災害廃棄物処理計画の策定。 令和4年度より住民課。
98	住民課	共同霊園管理事業	645	現状のまま継続			婦恋村共同霊園の管理・運営。	村民 霊園使用者	霊園使用者から管理料を徴収、霊園の維持管理を行う。	霊園使用料返還に伴う使用料の一部返還等を盛り込んだ改正条例の施行。 令和4年度より住民課。

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
99	健康福祉課	社会福祉管理事業	40,464	現状のまま継続			社会福祉一般事務の執行及び福祉施設の維持管理。	社会福祉に係る事業	施設の点検・修繕、事務処理。	老朽化施設の修繕も増加傾向にあり、借地等の土地購入も視野に事業に取り組む。 5年に1度地域福祉計画策定、R2年度計画策定から、障がい者計画・介護計画の策定機関との連携から期間を6年に変更した。
100	健康福祉課	更生保護事業	25	現状のまま継続			犯してしまった罪をつくらない、社会の一員として立ち直ろうとする者への地域社会の理解と協力を得る。また非行や犯罪を予防するための活動。	全市民	犯罪のない明るい社会づくりを推奨している「社会を明るくする運動」の活動を中心に広報活動等を重点的に行っていく。また、更生保護関係団体への活動支援。	平成26年12月に吾妻郡に更生保護サポートセンターが設置され各関係機関との連携を図っている。H30年度予算から吾妻保護区保護司会助成金約2万円を計上（H29までは更生保護連協会計から支払い）。令和3年度から始まる第4期嬭恋村地域福祉計画に「嬭恋村再犯防止推進計画」を盛り込んだ。
101	健康福祉課	生活困窮者支援事業	404	現状のまま継続			生活困窮家庭への支援。	村民	生活困窮家庭への貸付または見舞い。 生活保護の相談及び県への申達。	「生活救護資金貸付金」に基金統合時に名称変更。
102	健康福祉課	戦没者関係事業	343	現状のまま継続			戦没者等の遺族に対する支援。	戦没者等の遺族	戦没者追悼式の実施、遺族会への活動費補助、特別給付金等の支援事務。	事業費の縮小を実施。 R2年度特別弔慰金申請年度。 コロナの影響により令和2年度・3年度は戦没者追悼式の式典は行わず、忠霊塔前での献花式に変更して実施。
103	健康福祉課	社会福祉協議会補助金	41,213	見直しの上で継続	重点化	高齢者福祉の充実のため、施設改修等の検討。	地域福祉の増進を図り心豊かに安心して暮らせる村づくりの推進のため、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動に助成をするもの。	嬭恋村社会福祉協議会（ボランティア育成活動、高齢者・障害者社会復帰事業）	地域福祉に係る運営費、人件費分について助成する。	R2年度から郡社協への負担金は村の一般会計から支出。 R2年度から社会福祉協議会に対する委託事業費も含め補助金の内容を見直し。地域福祉関係職員の人件費100%補助対象とする。また障害者の通所介護事業、訪問介護事業費に対して一部補助を行う。
104	健康福祉課	民生児童委員運営事業	626	現状のまま継続			見守り、相談活動を通して地域住民の福祉向上を図る。また研修等により民生委員・児童委員の資質の向上を目指す。	村民	各行政区・浅間高原地区合わせて26人の民生委員・児童委員、2人の主任児童委員で毎月1回定例会を開催し、情報・意見交換の場を設け、地域の実情の把握に努めている。また県民協主催の研修会などに参加し委員の資質向上に努めている。 また毎年6月1日基準で高齢者世帯を訪問し実態調査を行っている。あわせて災害時要支援高齢者対象家庭への訪問も行い名簿の作成に協力している。	専門部会を設け、地域の実情に合わせて取り組みを定めていく。 H25年の一斉改選で1名増加し28人体制となった。 H28.12一斉改選（14人新任）。 R1.12一斉改選（12人新任）。
105	健康福祉課	行旅病人等支援事業	0	現状のまま継続			行旅病人（行旅中に病気で歩行困難になり治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しない者）、行旅死亡人（行旅中に死亡して引取者がいない者）及び墓地、埋葬等に関する法律（第9条）扱いの死亡人（行旅死亡人に該当しないが、火葬・埋葬をする者がいない者）の支援。	行旅病人及び行旅死亡人、墓地、埋葬等に関する法律（第9条）扱いの死亡人	警察や消防、病院等からの情報を基に身元等状況調査を行い、行旅病人等の判断を行う。 行旅病人は医療機関で治療救護。行旅死亡人、墓理法扱い死亡人は遺体の引受け、火葬、告示。	
106	健康福祉課	いきいきセンター管理事業	297	現状のまま継続			地域における高齢者・障害者・子育て世代親子等の居場所づくり、また世代を超えた交流の場として施設を提供する。	高齢者・障害者または青少年等及び福祉事業を行う団体	施設の貸出し。	認知症デイサービスとして社会福祉協議会が使用していたが、H29年度から地域住民の交流の場として利用開始。
107	健康福祉課	環境改善センター運営事業	11,478	見直しの上で継続	効率化	継続的な改修、公共施設の再編。	村民の健康管理及び住民福祉の増進を図るとともに、地域住民の交流を通して地域の連帯感を醸成し、自治意識の向上、コミュニティ活動の促進に寄与する。	村民、行政、各種団体等	保健事業の会場、多目的ホール（運動各種大会用施設）・会議室の貸し出し等	平成21年度末で温泉廃止。月曜の休館から土曜日を休館、予約があれば土・日曜も利用可としている。施設の老朽化が問題。 H30年度子育て支援拠点「にこにこ広場」を施設内に開設。
108	健康福祉課	シルバー人材センター運営委託事業	2,650	現状のまま継続			高齢者の就労と生きがい活動及び介護予防の一環としてシルバー人材センターを運営する。	村民	運営を社会福祉協議会に委託。会員登録することにより活動できる。作業を依頼する住民と会員のマッチングにより実施。	平成21年度より県補助金が直接シルバー人材センターへ交付となった。 H31年度より備品購入は現場で行いシルバー人材センターへ貸与とする。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
109	健康福祉課	介護保険低所得者対策事業	7,425	現状のまま継続			低所得で生計が困難な方の介護サービス利用を支援します。	社会福祉法人の介護サービスを利用している方のうち、村民税非課税世帯で、定められた条件を満たす方	村へ確認申請を提出し審査後決定。	現在利用者はいないが、今後高齢化が進むに伴い必要性も増加するため、現状維持で備える必要がある。
110	健康福祉課	敬老会事業	1,121	現状のまま継続			高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、その福祉を増進する。	その年度で満80歳、満90歳及び満100歳に達する高齢者・各地区開催の敬老会	90歳、90歳到達者に敬老祝い品を民生委員さんに配ってもらい100歳到達者に慶祝状とお祝い金の贈呈。 各地区で開催する敬老会への祝い金の支給。	村主催による敬老会の廃止、敬老祝い金の支給対象の見直しを実施。
111	健康福祉課	自立生活援助事業	447	現状のまま継続			介護保険サービスを受ける前の独居高齢者等が安心して自宅での生活をおくれるよう支援する。	(外出時の援助)福祉有償運送を利用する要支援2の認定を受けた方。(配食サービス)身体障害者手帳(1級)または療育手帳保有者で一人暮らしの方	介護保険指定訪問介護事業所へ委託。	平成23年度まで介護保険特別会計で実施。
112	健康福祉課	西吾妻特別養護老人ホーム負担金	805	現状のまま継続			特別養護老人ホームからまつ荘の施設整備に係る起債償還を负担。	特別養護老人ホームからまつ荘	施設整備に係る起債償還金を負担	当初分は令和7年度(2025年)で終了。
113	健康福祉課	老人クラブ活動運営補助事業	683	現状のまま継続			各地区老人クラブの活動を助成し高齢者の生きがい活動を活発にすることにより、高齢者の健康増進、教養向上及び社会参加を推進する。	各支部老人クラブ、老人クラブ連合会	各支部老人クラブ及び老人クラブ連合会へ活動助成金を支出。	24年度 50周年記念誌作成。
114	健康福祉課	老人住宅改修補助金	0	現状のまま継続			高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、住宅改修を支援する。	65歳以上のみ世帯で前年所得税非課税世帯	改修費に対し補助金を支給する。自立、要支援、要介護1で、バリアフリー工事に係る家屋内の改修費。	
115	健康福祉課	老人福祉施設入所措置事業	29,814	現状のまま継続			老人福祉法に基づき、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずる。	自宅での生活が困難とされる者で、入所判定委員会において措置の必要があると判断された者	入所判定委員会が必要があると判断された場合、養護老人ホームへの措置入所。	平成17年度より国庫・県費負担金については、一般財源化により交付税算入となった。
116	健康福祉課	ゲートボール大会開催事業	39	現状のまま継続			高齢者の健康増進、生きがいづくり、介護予防を目的とする。	村内の高齢者	村長杯ゲートボール大会の開催及び千代田区ゲートボール大会への参加。	参加賞等の廃止による経費の削減。 千代田区との交流事業に対し、上限100千円を助成。 R2、R3年度はコロナの影響で千代田区との交流は未実施。
117	健康福祉課	福祉バス運行事業	1,369	見直しの上で継続	効率化	利用実績を踏まえ、必要に応じて見直しを。	在宅で生活する対象者の外出支援、生きがい活動通所事業の送迎事業ならびに利用者の交通手段の一助とし、在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、介護予防に努める。	65歳以上の方、又は身体障害者等	週4日(月・火・木・金)は、村内各地から湖畔の湯まで運行し、毎週水曜日は、西吾妻福祉病院行き路線とする。 また、土曜日と日曜日(夏季)は、浅間高原方面への運行を実施。	別荘循環バス廃止時に別荘地を新たな経路に。夏季は運行日数を増。
118	健康福祉課	高齢者生活支援事業	17,474	現状のまま継続			高齢者が安心して自宅で生活をおくることができるよう、経済的負担軽減や介護予防を図り、福祉の向上に寄与する。	在宅高齢者(一部障がい者含)	緊急通報システム:業者委託(月額1件3030円)。 特殊詐欺対策電話購入費補助(購入費1/2上限5千円)。 温泉入浴券発行(1冊50枚5000円(年間上限4冊)を発行、委託料1枚当たり330円)。 タクシー運賃補助(①高齢者のみ世帯 1/2上限4千円 ②75歳以上1/3上限3千円)。 福祉総はがき(80歳以上独居高齢者へ年4回はがきを送付 はがき作成はボランティア)。	R4年度より1本化。 緊急通報は介護保険特別会計へ移行。
119	健康福祉課	吾妻広域救急医療負担金	1,694	現状のまま継続			地域住民が安心して生活するため、在宅当番医及び病院群輪審制事業の健全な運営を図る。	地域住民	吾妻広域町村圏振興整備組合が運営するにより、効率的に救急医療を確保、提供体制を維持する。	
120	健康福祉課	紙おむつ支給事業	60	現状のまま継続			在宅での介護は、家族の精神的、経済的負担も大きいので可能な限り在宅で生活できるよう支援する。	在宅で介護されている重度障害児(者)	購入費の9割(上限5000円/月)を補助。現物給付と償還払いで補助。現物給付は婦志村社会福祉協議会へ委託。	R3-1-3高齢者福祉費より移行。 R3より県の補助金がなくなり単独となる。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
121	健康福祉課	重度身体障害者福祉タクシー利用支援事業	0	現状のまま継続			在宅の障害者の外出を容易にし、生活圏の拡大を図る。	①本村に居住し住民基本台帳法の記載により住民票に記載されている者 ②重度身体障害者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号の視覚障害者・肢体不自由の1級に該当し身体障害者手帳の交付を受けている者 ③本人又はその者と生計を一にする家族が地方税法第162条に規定する自動車税又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けていないこと。以上の要件を全て満たす者	福祉タクシー料金の補助を受けようとする者は、村に身体障害者手帳を提示し、福祉タクシー利用券交付申請書で補助申請をする。村は申請者に対し、福祉タクシー利用券交付決定通知書・利用証・利用券（1年度24枚以内）を交付。タクシー乗車通賃の代金助成をする。（初乗り料金のみ対象）	お出かけタクシーとは対象経費等が異なるため継続。
122	健康福祉課	障害者自立支援医療給付事業	3,332	現状のまま継続			生活上の便宜を図るために、障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を受ける際の医療費の本人負担分に対し補助を行なう。	18歳以上の身体障害者手帳所持者（要判定） 18歳未満の身体障害児（障害者手帳の有無は問わない） 療養介護サービスの支給決定者	自立支援医療利用希望者は村に申請書を提出。その後、村は更生相談所等に判定を依頼し、判定書に基づき支給認定の決定を行う（受給者証交付）。既決定者が指定医療機関において受診した後、医療費助成を実施。（利用者負担は原則、医療費の1割とし、世帯の所得水準に応じて負担上限月額を決定する。）療養介護医療費については、国保連合会から事業所に支払う。	平成25年度より18歳未満の障害児における自立支援医療（育成医療）支給事務が県より移譲。26年度より3-1-5-34療養介護医療費を統合。
123	健康福祉課	地域活動支援センター運営費負担金	462	現状のまま継続			障害者の日中活動の場、福祉的就労の場を確保するため、他市町村の施設利用者分を負担する。	身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、創造的活動又は生産活動など自給に必要な訓練を行うことができる概ね15歳以上の者。	申請者が入所申請書を村に提出。村は支援センター設置町村と委託契約をする。	利用者が増えたため負担金も年々増加。にしあがつま地域活動支援センターについては、3-1-5-33地域生活支援事業費の委託料に予算を計上。
124	健康福祉課	心身障害者扶養共済事業	5,080	現状のまま継続			障害者を扶養している保護者が毎月掛金を納付する。加入した保護者が死亡又は重度障害者になった時、障害者に生涯にわたり年金が支給される。	身体障害者手帳（1級から3級）に該当する障害、知的障害、精神障害があり、将来独立生活することが困難と認められる方の保護者で、①65歳未満②特に疾病や障害がなく健康な状態であること。②の2つの要件を満たす者。	申請者は加入申込書等を村へ申請。県で承認されると加入承認通知書により加入となる。加入後上記の年金支給対象となるまで毎月確定した掛金を納入する。年金支給対象者になると3ヶ月ごとに年金を支給する。前年度の村民課税額により県・村の補助がある。	平成20年4月より掛金額等が変更となった。
125	健康福祉課	身体障害児(者)等住宅改造補助事業	0	現状のまま継続			重度身体障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適合するように改造する場合、それに要する経費に対して補助金を交付する。	重度身体障害者（障害・前年所得税額によって制限有）がいる世帯	改造者は村に事業の申請をしていただき、交付決定後に事業に着手し、事業終了後実績報告を提出する。村で実績報告に基づき補助金を交付する。村は保健福祉事務所長に県費分の補助金交付申請書を提出する。	
126	健康福祉課	腎臓機能障害者通院交通費補助事業	237	現状のまま継続			腎臓機能障害者で透析療法を受けている者の負担を軽減するために実施。	村内に住所を有する腎臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている者。	人工透析療法による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助	H19.4.1補助要綱一部改正（補助金額・補助金算定基準の見直し） H20.4.1補助要綱一部改正（対象者の所得要件の見直し） H28.4.1補助要綱一部改正（補助金額算定基準・対象者の見直し） H30.7.18補助要綱一部改正（補助金算定基準及び様式変更）
127	健康福祉課	難病患者見舞金支給事業	1,214	現状のまま継続			難病患者又はその家族の福祉の増進を図る。	県が実施する特定疾患医療給付及び小児慢性特定疾患医療給付を受けている難病患者及びその保護者。ただし、本村に居住し、住民基本台帳法の記載により住民票に記載されている者に限る	月額2,000円の見舞金の支給。	身体障害者及び母子家庭等に対する福祉手当の支給は廃止。H27.10難患者見舞金見舞金支給要綱改正。R3より事業名を「村福祉手当支給事業」から「難病患者見舞金支給事業」に変更。
128	健康福祉課	障害福祉計画活動事業	0	現状のまま継続			障害者基本法第11条3項、障害者総合支援法第88条、及び児童福祉法第33条の20に基づき、嬉恋村の計画を策定する。	村民	嬉恋村の障害者（児）の実態を把握し、総合的な施策への反映や計画策定の基礎資料とするためアンケートを実施する。 障害のある方が生活していく上で必要な各種サービス等、安心して生活していけるよう計画を策定する。	3年ごとの作成なのでR4はなし。 今回はR5年度。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
129	健康福祉課	地域生活支援事業	30,711	現状のまま継続			障害者総合支援法に基づき、障害福祉において、地域ごとに利用する事業を定め、各地域のニーズに応じた福祉の実施を行なう。事業には「必須事業」と市町村が選択して行なう「その他事業」がある。	村内に居住する（施設利用の転居のための例外あり）障害者	実施する事業に応じて要綱等を定め、この要綱等に応じて事業を実施する。	
130	健康福祉課	障害者(児)介護給付・訓練等給付費事業	191,826	現状のまま継続			障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	障害者であり、介護・支援が必要な者	申請のあった者に対し、80項目の調査を行ない、必要に応じて審査会で障害支援区分を決定する。サービス利用計画を作成し必要なサービスを決定する。	18年度は「障害者自立支援法給付事業」内にて実施。23年度より3-1-5-23補装具交付・修理費負担金事業を統合。療養介護医療費を3-1-5-5自立支援医療費に統合。
131	健康福祉課	障害児施設措置費(給付費等)事業	10,781	現状のまま継続			障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害児の福祉の増進を図る。	障害児	5領域11項目の調査を行ない障害支援区分を決定する。サービス利用計画を策定し、希望者へのサービスを決定する。	
132	健康福祉課	障害福祉サービス事業所運営事業	4,212	現状のまま継続			障害福祉サービス事業所の安定した運営を支援する。	障害福祉サービス事業所「やまどり」	「社会福祉法人チャレンジらいふ」に指定管理を委託し、障害福祉サービス事業所の運営に係る費用の一部を支援する。	R2.4より「にしあがつま福祉社」から「チャレンジらいふ」に管理委託変更。 R2年度は指定管理者の変更により、返還金が生じたためR2年度の負担金と相殺したため事業費が0円となった。
133	健康福祉課	障害者(児)通所支援事業	481	現状のまま継続			障害者(児)施設等に通所する障害者(児)及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を補助することにより、障害者(児)福祉の向上を図る。また、平成29年度から未就学児の通所保育料についても全額補助することとなった。	村内に居住する障害者(児)又はその介護者であって、公共交通機関、自家用自動車等の交通手段を常に利用し、その費用を負担している者	婦恋村障害者(児)施設通所交通費補助金交付申請書の提出による。通所保育料については、障害児指定通所利用補助金申請書の提出による。	
134	健康福祉課	吾妻地域自立支援協議会事業	0	現状のまま継続			相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置する。	郡内6町村の職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関の職員、ほか	毎月第3火曜日に定例会を開催(会場は町村持ち回り)・年1回伝対会議を開催。 事務局は、吾妻地域機関相談支援センター。幹事町村は1年ごとの持ち回り。他に、個別支援会議、特定課題会議(ワーキンググループ)を設けそれぞれの課題について検討をしている。	R2年度幹事町村(幹事町村の年度に予算措置のためR3はなし。次回はR8年度)。
135	健康福祉課	デイサービスセンター管理事業	8,425	現状のまま継続			デイサービスセンター敷地の借地料に関する契約の履行等適正な施設管理を行うことにより、要介護者の利用を円滑にするとともに高齢者福祉の増進を図る。また、施設の維持管理を行い、安全かつ利用し易い環境に整備する。	要介護認定者及び障害者	指定管理者より使用料を徴収し、土地所有者へ借地料の支払いを行う。また、3年を賃貸借契約期間として、適切に契約更新を行う。施設の改修工事は村で発注し実施する。	平成28年度から令和2年度まで婦恋村社会福祉協議会と指定管理契約。R3年度～R7年度婦恋村社会福祉協議会と指定管理契約。
136	健康福祉課	児童扶養手当・特別児童扶養手当事務事業	25	現状のまま継続			児童扶養手当：18歳以下(高校卒業する年度の3月)までの児童を養育するひとり親家庭の父又は母に対し所得に応じて手当を支給する。特別児童扶養手当：20歳未満の一定の障害のある児童を養育する父又は母に対し児童の障害の程度に応じて手当を支給する。	18歳以下(高校卒業する年度の3月)までの児童を養育するひとり親家庭の父又は母 20歳未満の一定の障害のある児童を養育する父又は母	対象者は村へ申請を行い、県の認定を受けることで手当が支給となる。毎年8月に届出を行い受給資格の有無を確認する。	毎年法律に基づき手当単価の改定が行われる。
137	健康福祉課	子育て支援拠点事業	6,527	現状のまま継続			地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する。 魅力のある産しや相談の機会等を充実させ、利用者のニーズに応えるよう内容の充実に取り組んでいく。	小学校就学前の児童とその保護者	子育て中の親子の交流・育児相談・子どもたちの遊び場として婦恋村農村環境改善センター内にてここに広場を運営する。	H30.5 ふれあい館閉館にともない、改善センター内に「にこにこ広場」開設。 R1.11 出張広場開設(田代コミュニティセンター)。
138	健康福祉課	子育て世代包括支援センター事業	4,171	現状のまま継続			妊娠前から子育て期にわたるまで切れ目なく、母子保健や育児に関する様々な悩みを円滑に解決するための支援体制を構築する。	妊産婦から子育て世代の親子	妊娠届時に得た情報を関係機関で共有し、支援を必要とする母子を早期から把握し、ケアプラン等の作成により支援体制を整える。	H30.12月センター開設。 R3より次世代育成支援事業を統合。

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
139	健康福祉課	子育てサポート事業	53	現状のまま継続			地域社会において、核家族化や一人親世帯の増加している中で、地域における仕事と家庭の両立支援を行い、子育て世代の福祉増進を図る。	小学校修了前の子ども	育児の援助を行いたい方と、受けたい方を対象に会員登録し、会員同士の援助活動を支援する。	H31年度よりがん検診などの検診時子どもの託児を行い、検診を受けやすい環境整備。 がん検診の託児はR3に4-1-5各種がん検診事業へ移行。子どもの預かり事業についてはR3 子育て世代包括支援センター事業へ移行。R4よりファミリーサポートを中心に実施。(子育て世代包括支援センター事業より移行)R4はファミリー・サポート・センター事業の移行準備の期間とし、R5より開始する。
140	健康福祉課	新型コロナウイルス感染症対策事業(臨時子育て分)	8,579	休止・廃止・終了			コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する。	令和4年4月の児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者であって、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の者。または平成16年4月2日～令和5年2月28日までに出生した者であって、令和4年1月以降、コロナの影響を受け家計が急変し、非課税相当の収入になった者	令和4年4月の児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者であって、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の者については、本人に受給の意思を確認し、手当の振込先口座へ振り込み(積립支給)その他の者については申請により対象であることを確認した上で指定の口座へ振り込み	単年度事業としてR2に実施され、R3、R4と対象者実施方法を変えて実施してきた。
141	健康福祉課	児童手当等支給事業	103,799	現状のまま継続			児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。	児童を養育している父母及び養育者 ※支給対象の児童・・・0歳～中学校修了前	児童手当の支給 3歳未満：一律月額 15,000円 小学校修了前：月額 10,000円 (3子目以降 15,000円) 中学生：一律月額10,000円 ※所得制限あり	・平成22年4月1日 子ども手当制度施行。 ・平成24年4月1日 制度改正。
142	健康福祉課	災害救助事業	100	現状のまま継続			災害等にあつた家庭への見舞い。(根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 婦恋村災害援護見舞金支給要綱)	村民	見舞金の支給を行う	R1、10台風19号被災者への見舞金支給のため要綱の一部改正を行った。
143	健康福祉課	日本赤十字社婦恋分区分事業	0	現状のまま継続			赤十字事業の村民への理解と定着を図ること。	村民	赤十字精神の普及により、賛同する方々からいただく活動資金(社資)の加入促進を行う(令和2年度 2,545世帯の賛同を得る 申込書記布数 3,310枚)。災害救護活動として、救護物資の支給を行う。日本赤十字社の事業である献血に協力する。	
144	健康福祉課	各種団体活動費補助金	175	現状のまま継続			婦恋村身体障害者福祉団体連合会・婦恋村手をつなぐ育成会の活動を支援する。 (当事者・保護者間の情報交換・交流を通し親睦を深めるとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的に活動している。) 県難病団体連絡協議会の活動を支援する。	婦恋村身体障害者福祉団体連合会・婦恋村手をつなぐ育成会・県難病団体連絡協議会	婦恋村身体障害者福祉団体連合会・婦恋村手をつなぐ育成会の活動費の中で、事業に要する費用の一部に対して補助金を交付する。県難病団体連絡協議会からの請求に対して補助金を交付する。	R3より3つの団体への補助事業を統合。
145	健康福祉課	子育て支援事業	8,431	現状のまま継続			未来を担う子どもの出生、就学、卒業を祝うとともに、保護者の経済的負担を軽減し、子育てへの支援及び児童の健全な育成に資することを目的とする。	出産祝金は該当年度に出生した児童(他要件あり) 入学祝金は次年度に小学校・中学校等に入学者の児童(他要件あり) 卒業祝金は、当該年度に中学校等を卒業する児童(他要件あり)	対象者からの申請をもとに審査し、支給を決定する。支給は現金で、指定の口座へ振り込み又は窓口払いにて実施。 出産祝金 児童一人につき10万円(第4子以降15万円) 次年度入学祝金 児童一人につき1万円 卒業祝金 児童一人につき3万円	R4～出産祝金事業を本事業に統合。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
146	健康福祉課	出産・子育て応援交付金事業	5,316	現状のまま継続			全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠前から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援交付金を一体的に実施することを目的とする。	全ての妊婦及び主に0歳から2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯	伴走型相談支援・・・妊娠届出から出産後まで、面談やアンケート、家庭訪問などを通して、妊産婦のさまざまな不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行うほか、適切なサービスにつなげていく。 出産・子育て応援交付金・・・妊婦健診時の交通費やベビー用品の購入等への活用を目的に「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」を支給。	R4.3～開始。
147	健康福祉課	西吾妻福祉病院一部事務組合負担金	100,963	現状のまま継続			地域住民が安心して生活するために地域医療の充実を図るための負担を実施する。	村民	一部事務組合で運営することにより効率的に地域医療を確保できる。	平成26年度は指定管理の協定を1年間として、病院運営について協議。 R2年度病床数減により負担金減となる。
148	健康福祉課	保健衛生総務事業	6,216	現状のまま継続			保健衛生各事業が円滑に遂行できるよう共通の事務処理を総じて行う。	保健衛生にかかるとる事業	事務処理に必要な、需用費等を管理する。必要に応じて予算を支出する。	
149	健康福祉課	吾妻広域中之条病院負担金	9,946	現状のまま継続			中之条病院の管理運営のための負担金支払い。	地域住民	吾妻広域からの負担金の支出	
150	健康福祉課	骨髄移植ドナー助成事業	0	現状のまま継続			骨髄バンクを介して骨髄または末梢血幹細胞を提供するドナーに対して助成金を支給する。提供のために仕事などを休むことで収入が減ってしまうなどの経済的な負担を軽減する。経済的な理由での提供辞退者を減らし、移植のチャンスを増やす。	骨髄または末梢血幹細胞の提供ドナー	申請に基づき、対象者に対して助成金を支払う。 助成事業の啓発活動を行い、事業利用を促進する。	令和1年度から事業開始。
151	健康福祉課	新型コロナウイルス感染症対策事業	370	休止・廃止・終了		国県補助金の財源措置がなければ終了。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策。	全村民	新型コロナウイルスに感染しないよう、庁舎内の飛沫対策、感染対策品の備蓄。 住民に対し感染予防の周知徹底。感染者が発生した場合の生活支援。	
152	健康福祉課	予防接種事業	23,179	現状のまま継続			予防接種法に基づく感染症予防対策。	予防接種法に基づく対象者（乳幼児、学童、生徒、高齢者）	集団接種（乳幼児、小中学生）*一部、個別接種も実施 個別接種（高校生MR・日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスワクチン、HPVワクチン）、高齢者インフルエンザ、18歳以下インフルエンザ	予防接種法改正により、H25年ヒブ、肺炎球菌、H26年水痘、H28年B型肝炎、R2年ロタが定期接種となった。 R4年HPVワクチンの定期接種の動きが再開となった。
153	健康福祉課	母子保健推進事業	17,359	現状のまま継続			母子保健法等に基づき実施。妊娠出産並びに、乳幼児期から思春期までの子どもと保護者の健康の保持増進を目指す。	村内在住の妊婦・産婦、乳幼児及び学童・思春期の子どもとその家族	年間の事業計画に基づき事業を実施する。子育て支援のための事業は継続して実施していく必要がある。学校、幼稚園、こども園等と連携を図りながら実施する。	社会情勢や現状の変化に伴い、妊婦健診費用補助や相談事業等の回数を増加してきた。
154	健康福祉課	各種がん検診事業	14,483	現状のまま継続			がん死亡率の減少のために早期発見、早期治療のための二次予防対策として実施する。	胃がん検診および大腸がん検診、肺がん検診：40歳以上、乳がん検診：40歳以上女性、子宮がん検診：20歳以上女性、前立腺がん検診：50歳以上男性	胃がん検診(バリウム撮影)乳がん検診(乳房視触診とマンモグラフィ)：年1回、個別検診)子宮がん検診(子宮頸部細胞診)：年1回、個別検診)大腸がん検診(便潜血検査)：年1回)肺がん検診(レントゲン撮影、喀痰細胞診)前立腺がん検診(血液検査)：年1回)各地域公民館にて実施する。	受診機会拡充のため秋の胃・大腸・肺がん検診を実施し、また、乳・子宮がん検診については、病院での個別検診を開始した。
155	健康福祉課	健康推進事業	3,662	現状のまま継続			壮年期からの健康づくりと生活習慣病等の発症予防、重症化予防を推進し、住民の健康の保持増進を図ることで、健康寿命の延伸を目指す。	住民	健康推進事業である、健康教育、健康相談、健診、訪問指導を実施。	H30年度 端恋村健康増進計画策定。 R3年度に結核予防事業・精神保健事業統合。 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施方法を変更。
156	健康福祉課	食生活改善推進委託事業	350	現状のまま継続			食の大切さを伝達すると共に、食を通じた健康づくりを行う。	村民	社会福祉協議会や教育委員会、学校、幼稚園、保育所などと連携を図り、各種事業を実施する。	R2年度は、密にならないよう、事業参加人数や試食方法等活動内容の見直しを行った。 R3年度も感染症対策を実施した上で、徐々に活動を再開。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
157	健康福祉課	食育推進事業	3,364	現状のまま継続			生きるための基本であり、知育・徳育・体育の基礎となる「食育」。食の大切さを見直し、健康で心豊かに生活していくことができるよう、生涯に渡る食育を推進する。また、地産地消など地域活性化につながる食育を実施する。	村民	食育推進計画に基づき、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域でそれぞれの事業を実施。	食育計画はH23年3月策定。R3年にアンケート調査実施。R5年に見直し予定。
158	健康福祉課	地域自殺対策緊急強化事業	2,353	現状のまま継続			自殺対策基本法に基づき策定した村行動計画に沿い、生きることの包括的な支援として自殺対策を実施することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	全村民	行動計画をもとに、普及啓発事業、各種相談事業を実施。重点施策として、高齢者及び若者の自殺対策事業を推進する。地域自殺対策強化事業（補助金）による事業。	H30「いのちを支える嬉恋村自殺対策行動計画」策定。
159	健康福祉課	新型コロナウイルス接種体制確保事業	53,310	見直しの上で継続	効率化	経費削減。	新型コロナウイルス感染防止対策の一環として12歳以上の希望する住民に新型コロナウイルスの接種を行う。	12歳以上の住民	村の集団接種会場または個別接種等により新型コロナウイルスの接種を基本的には2回行う。国の制度改正に準い、ワクチン接種希望者に集団接種、個別接種等により接種を行う。	R2年度から事業開始 R3年度18歳以上の希望者2回接種。対象年齢12歳以上に変更。またR3、12月より2回接種後8か月経過者の希望者に対し3回目再接種開始。
160	健康福祉課	介護保険特別会計事業(事業勘定)	1,033,170	現状のまま継続			介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要なサービスを総合的・一体的に提供し、もって村民の福祉の増進を図る。	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40才～64才）	介護事業所等から被保険者が受けた介護費用の保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払を行う。また介護予防事業を実施し健康寿命の延伸を図り、適正な事業運営を行う。	平成12年度に制度が始まり、3年毎に事業計画が見直されてきた。現在は第8期計画期間（3年度～5年度）。
161	健康福祉課	介護保険特別会計事業(介護サービス勘定)	15,660	現状のまま継続			介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要なサービスを総合的・一体的に提供し、もって村民の福祉の増進を図る。	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40才～64才）	介護事業所等から被保険者が受けた介護費用の保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払を行う。また介護予防事業を実施し健康寿命の延伸を図り、適正な事業運営を行う。	平成12年度に制度が始まり、3年毎に事業計画が見直されてきた。現在は第8期計画期間（3年度～5年度）。平成18年度から地域支援事業が実施された。
162	農林振興課	農業委員会事務事業	13,669	現状のまま継続			農業委員会等に関する法律及び農地法等の法律に基づき農地の農業上の利用の確保と農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上を図る。	農地と農業者・農地の転用を行う申請者等・農地の所有者	抱い手への農地の集積と耕作放棄地発生防止のため貸し借り等による農地の流動化を推進する。	
163	農林振興課	農業振興管理事業	833	現状のまま継続			農業振興政策の円滑な執行。	農業振興関連庶務全般	庶務業務の遂行（文書收受、支払、その他）。	
164	農林振興課	中山間地域等直接支払交付金事業	445	現状のまま継続			条件不利地域の、耕作放棄地の防止等。	対象地域の農業者	耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって継続的な農業生産活動等を行うため農業者が一致協力して5年間取り組むべき事項を定めた集落協定に基づく対象農用地面積に応じ、交付金を支払う。	第4期対策がH27～R1で終了。第5期対策がR2～開始。第4期対策は2集落協定であったが第5期対策は1集落協定が協定締結。
165	農林振興課	環境保全型農業推進事業	3,969	見直しの上で継続	重点化	表土流失対策、水質汚染対策の強化。	環境に配慮した農業を推進し、消費者に安全・安心をアピールし、本村農業の持続的発展を目指す。	農業生産者	カバークロップの拡大、農業廃資材の適正回収処理、減農薬適正使用の推進を行うため、嬉恋村環境保全型農業推進協議会へ補助を行う。	H26年度より道路清掃車を購入、民間委託により運行。H28～運行管理を建設課に移行。
166	農林振興課	経営基盤安定強化事業	160	現状のまま継続			意欲のある農業者等に対し農協等の金融機関から農業経営に必要な資金を融通し、経営の安定強化を図る。	村内農業者等（認定農業者及び農業近代化助成法に基づく農業者等）	農業者等に対し農協等の金融機関が農業経営の発展のために貸付ける資金に対し利子補給を行う。	H22年度の制度改正により、500万円超、1,800万円以下の借入の無利子化措置は貸付当初5年間までとなった。
167	農林振興課	嬉恋村農業協同組合が実施する高原野菜宣伝事業により、農業の基幹作物であるキャベツの消費拡大に寄与する。	20,000	見直しの上で継続	効率化	農協と連携し、さらに効果的な宣伝を。	嬉恋村農業協同組合	嬉恋村農業協同組合	高原野菜消費宣伝事業のため嬉恋村農業協同組合へ補助を行う。	H22年度に消費拡大をより促進するため補助金の増額を行う。
168	農林振興課	「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業	7,660	現状のまま継続			認定農業者等が雇用を取り入れた経営へステップアップするための機械の整備等の取組に対する支援	野菜生産農家（認定農業者）	作付面積を増加させるための野菜栽培等用機械の整備等に対する補助（県補助3/10）。	

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
169	農林振興課	農業災害対策事業	0	現状のまま継続			自然災害によって損失を受けた農業者若しくは漁業者又は農業者の組織する団体に対し、被害農作物の樹草勢回復、発眼卵の購入、代替え作物等に要する費用の助成措置並びに農漁業経営に必要な資金及び被害農漁業用施設の復旧に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もって農漁業生産力の維持と農漁業経営の安定を図ることを目的とする。	農業者、漁業者、農業者団体	農作物等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる被害を受けた圃場の面積が10ha以上となった災害。	令和元年の台風19号の被害の影響により、養殖魚の代替えとして発眼卵購入にかかる補助を追加した。
170	農林振興課	農業体験・交流事業	61	見直しの上で継続	効率化	他課と連携して、内容拡充の検討。	収穫体験等を中心とした都市住民との交流により小規模農家の所得向上を図ることを目的とする。	観光客と農家	農業と観光との連携強化による婦型型体験交流を推進していく。	H30年度予算より事業を見直し、他の事業から予算を移した。R2じゃがいも収穫祭中止（新型コロナウイルスの影響）。
171	農林振興課	農産物振興事業	2,787	見直しの上で継続	重点化	各種農産物、加工品のブランド化の取り組みを。	農業者が生産する作物に付加価値を付けて収入の向上を図る。6次産業化及び特産品の開発を掛ける農業者等に補助事業を実施する。	農業生産等を行う者及び団体、イベントを行う事業者等	6次産業化等補助金。特産品開発支援等補助金。端恋村産米ブランド化補助金。農産物提供補助等の補助制度。	H29エゴマ異物選別機導入。H30及びR1及びR4米食味分析コンクールで端恋村おいしい米づくり研究会より2名が金賞受賞。
172	農林振興課	景観交流施設管理事業	864	現状のまま継続			農家の主婦、アルバイト等に働きやすい環境整備及び観光客への利便性確保。	農家、観光客	施設のある地区において清掃等管理委託。	H29年度に公衆トイレ（半出来・中原・北山）施設用地使用契約の見直し実施。
173	農林振興課	経営所得安定対策等推進事業	395	現状のまま継続			経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進活動や要件確認等を行い、制度の円滑な推進を図る。	水田保有農家	再生協議会へ事務費を交付し、経営所得安定対策等の普及推進活動、交付申請書類の取りまとめ、交付対象水田の現地確認。	H25制度改正に伴い戸別所得補償制度等推進事業から経営所得安定対策等指導推進事業に事業名を変更。
174	農林振興課	経営所得安定対策等指導推進事業	51	現状のまま継続			経営所得安定対策等の実施にかかる周知・加入促進及び需要に応じた米の生産・販売の推進・指導等を行う。	水田保有農業者及びその耕作者	加入申請書等の配布・回収、各種パンフレット等の配布、作付面積の把握等。	H27年から経営所得安定対策等推進事業（旧直接支払推進事業）へ事業名を変更。
175	農林振興課	端恋村野菜出荷施設補修費補助事業	7,959	見直しの上で継続	簡素化	組合員の積立金による維持管理が基本であり補助の見直しを。	老朽化が進んだ野菜集出荷施設の補修等。	村内農業者で組織する野菜出荷組合等で、集出荷施設を管理している者	1施設、対象工事費の1/2（限度額300万円）補助。H29から新設の施設も補助対象とした。	H28・9月補正事業。H28は田代のみ。H29以降は他の組合と調整すると共に新設施設も補助対象に追加した。
176	農林振興課	キャベツ等育苗用ビニールハウス設置支援事業	1,000	現状のまま継続			農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、キャベツ等育苗用ビニールハウスを設置する村内農業経営者へ整備に係る経費を補助する。	認定農業者・認定新規就農者	事業対象者が権利を有する村内の農用地に設置するキャベツ等育苗用ビニールハウス及びその附帯設備の整備に係る1,000,000円以上の経費の10分の1に相当する額で、1事業者につき500,000円を限度に補助する。	
177	農林振興課	人・農地プラン推進事業	0	現状のまま継続			地域の農業者の話し合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化した人・農地プランを策定させるため、農地の利用意向調査を対象者に実施する。	営農者（認定農業者・基本構想水準到達者等担い手）・貸付希望者・村外農地所有者	アンケート調査結果を基に対象集落で話し合いをすすめる今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化した「人・農地プラン」を推進していく。	
178	農林振興課	新型コロナウイルス感染症対策事業	35,489	見直しの上で継続	効率化	経費削減に努める。	新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消し農業生産の維持を図る。	人手不足経営体・営農者・関係協同組合	村内の人手不足経営体、営農者及び関係協同組合に対して助成金を交付する。	R2は外国人技能実習生を受け入れられない村内の農業経営体及び管理団体を支援。R3は繁忙期の雇用労働力が必要な村内農業経営体、農産物輸送事業者及び関係協同組合を支援。
179	農林振興課	畜産振興事業	983	現状のまま継続			家畜伝染病防疫体制の強化を図る。畜産振興のため繁殖と牛の育成技術向上と改良増殖を図り、畜産業の振興発展に寄与する。	村内畜産農家	家畜伝染病等予防接種、改良増殖、ICT機器導入補助畜産共進会による家畜改良の促進。	事業の整理により広く畜産農家に助成出来るように事業を特化した。R2言葉郡牛共進会開催見合わせ（新型コロナウイルスの影響）。
180	農林振興課	農業用パワーアシストスーツ等購入補助事業	140	見直しの上で継続	効率化	需要に即した対策。	作業の効率化や重労働の軽減、作業員間の接触機会の低減等を目的としたアシストスーツ等のスマート農業技術の導入に対して補助金を交付することにより農作業の軽労化等及び新型コロナウイルス感染症対策を実施して、基幹産業の継続を図る。	村内農家	アシストスーツ等のスマート農業技術の導入に対して補助金を交付。	

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
181	農林振興課	農業振興地域整備計画事業	118	現状のまま継続			農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域として利用すべき土地の編入及び区域内農地からの農業上の用途区分の変更や、除外等を審議し、計画を策定していく。また、計画に基づき農用地の効率的利用、農業生産基盤の整備、近代化施設の整備等を行い農業振興を図る。	農地所有者	村長からの諮問に応じ、農業振興地域促進協議会により審議し、県知事の同意を得て計画を策定する。	概ね10ha以上の優良集団農地で農用地区域に未編入の農地に対し編入を進めた。
182	農林振興課	担い手への農地集積・集約化事業	239	現状のまま継続			農地中間管理機構を通して担い手へ農地の集積・集約化を図る。	農地の出し手（所有者）、担い手（耕作者）	農地中間管理事業による貸借。農地の出し手（所有者）より貸付応募のあった農地について農地中間管理機構（群馬県農業公社）を通して担い手（耕作者）に集積・集約化する。	国の方針として、これまでの、個々での貸借から地域で一体的に担い手に集積・集約化する方向に移行していることから、土地改良事業などの受益者単位など地域でまとまった集積を図るよう推進した。
183	農林振興課	鎌原観音堂周辺整備事業（農林）	31,400	見直しの上で継続	効率化	完成した施設の有効活用。	鎌原観音堂に付近に併設する嬉恋村食事処「水車」の運営及び農産物等直売所の新設により地域の活性化を図る。	鎌原地区の観光客等	指定管理者制度により施設を営業。	令和元年度指定管理者協定締結。令和元年度農産物等直売所設計委託業務発注。令和元年度農産物等直売所新築工事発注（繰越）。
184	農林振興課	治山事業	13,938	現状のまま継続			土砂流出、山腹崩落等による山地災害の復旧及び予防保安林の機能回復と森林整備促進。	森林・山林所有者等	関係区長の要望を元に、土地所有者の承諾等の地元調整を村が行い、県との現地調査を実施して事業実施所決定。事業執行は公共・県単とも県による。県単治山事業のみ村1割の負担。施設修繕、補償費等村予算上により、事業推進を図る。	
185	農林振興課	森林整備担い手対策事業	127	現状のまま継続			林業従事者の福利厚生充実の一環で退職金共済掛金と年金掛金に助成することにより、林業就業への環境を整える。林業従事者の雇用確保。	林業事業体を通じた林業従事者	県単独事業による「森林整備担い手対策事業」への上乗せ補助。	
186	農林振興課	有害鳥獣対策事業	25,434	見直しの上で継続	重点化	人材・後継者の育成。	農作物被害軽減のため、イノシシやニホンジカ、カモシカ等、個体数が増加している獣種の削減。被害防除のための農林業者の自己防衛意識の啓発。	鳥獣による被害を受ける農林業者	村単事業で電気柵設置の為に購入費補助、国庫補助事業・県補助事業による自力施行での金網柵・電気柵設置等の防除対策の推進。サル追払の為に資材提供や煙火従事者資格者育成。猟友会・実施隊への助成、匿名取得促進、捕獲奨励金支給等による捕獲の推進を図る。	H24から申請は個人で年1回とする。（村単電気柵補助事業）。H25から村有害鳥獣対策協議会主体による自力施行での金網柵・電気柵の設置推進。（総合対策交付金・県補助金）。
187	農林振興課	緑化推進事業	60	現状のまま継続			緑の少年団育成。緑の募金推進、公共緑化推進を通じ緑化思想を高揚し、郷土愛と自然を守る心を培う。また、緑化に関するイベントへの参加、植樹祭開催や参加を通じ緑化推進と緑化に対する普及啓発を図る。	各小学校の緑の少年団、各地区や公共施設の緑化	①緑の少年団の活動へ補助。 ②緑の募金推進と苗木配布。 ③公共施設等への緑化苗木の配布。	平成17年度より緑の少年団育成事業補助金減額。 H27年度群馬県植樹祭を共催者として嬉恋村で開催。
188	農林振興課	林業振興管理事業	2,197	現状のまま継続			関係団体への負担金等により森林法の啓発や周知、林業団体育成・支援等を実施することによる林業全般の支援。	森林所有者、林業振興に係わる機関、団体等	森林法等による諸届けへの啓発・指導や林業振興に関する機関・団体との連携、調整。	
189	農林振興課	市町村森林所有者情報活用推進事業	0	現状のまま継続			森林施策の集約化を進める上で、所有者や境界の特定が困難な森林の存在が問題となっており、市町村が所有者や境界の情報ととりまとめた林地台帳を作成し、林業事業者等への情報提供や、所有者からの修正の申出等による情報の更新を行う。	森林所有者や森林組合、林業事業者等	林地台帳を効率的に管理・活用する森林GIS等のシステムの整備。	森林経営管理制度事業へ統合。
190	農林振興課	林道維持管理事業	3,353	見直しの上で継続	効率化	継続的な林道整備の促進。	森林整備を促進するため、林道の補修及び改良により安全な通行のための維持管理を実施。	森林所有者等	県の林道補助事業の活用及び、村単独による維持管理を実施。	
191	農林振興課	美しい森づくり基盤整備交付金事業	150	現状のまま継続			地球温暖化対策によるCO2削減対策として、間伐等森林整備を促進する。	林業関係団体、森林所有者	間伐等促進計画や集約化推進計画に基づく森林施策・作業路開設への補助。	本事業は令和2年度で終了するが、令和3年度より新規計画を基に開始される。
192	農林振興課	薪ストーブ購入補助事業	814	現状のまま継続			地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び木材関連事業の活性化。	村民	化石燃料の使用によるCO2排出量の削減と、間伐などで出る不材の利用を促進するため、薪ストーブの購入費用の一部を補助する。	H28より補助率を1/5から一律1/4に変更。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
193	農林振興課	緑の県民税事業	5,498	現状のまま継続			H26年度から群馬県で導入した「ぐんま緑の県民税」を活用した嬉恋村内での森林整備促進のための施策の展開。県主体による事業と市町村提案型事業としての村主導の事業による。	嬉恋村内の民有林	「ぐんま緑の県民税」を財源に、県が実施主体となる事業の調整、市町村が事業主体となる事業については、区や森林所有者等の要望を踏まえて実施。	第1期がH30年度終了。 第2期がH31からスタート。
194	農林振興課	森林経営管理制度事業	4,503	現状のまま継続			森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等が懸念される中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進する。	所有者自らが経営管理できていない森林	森林の経営管理を市町村や意欲と能力のある民間事業者によって持続的に行う	
195	農林振興課	村有林維持管理事業	181	現状のまま継続			吾妻森林組合の育成支援と森林保険加入による村有財産としての村有林の価値を保全	村有林	群馬坂、小在池、角間山の人工林は、森林国営保険に加入。全村有林面積に対し吾妻森林組合の組合員賦課金の納付。	H15年度単年契約へ変更、付保率下げH17年不保率見直し。 H27.4より(独)森林総合研究所へ移管。
196	農林振興課	村有林広葉樹化推進事業	1,675	現状のまま継続			村有林の撤出間伐による適切な管理と販売による活用、広葉樹への樹種転換による生物多様性の実現と森林環境の維持を図る。また、千代田区との交流による「ちよだ・つま恋の森」育成事業も実施。	村有財産としての村有林	カラマツを主体とし、伐期の到達した村有林の主伐を行い、代わりにミズナラなどの広葉樹を植栽していく。	
197	農林振興課	水産業振興事業	45	現状のまま継続			吾妻漁業協同組合の活動を支援することにより村内水産業者の活性化及び観光振興を図る。	吾妻漁業協同組合	吾妻漁業協同組合の活動へ補助金交付。	平成18年度より吾妻支部への補助金を廃止。
198	建設課	農地費一般事業	391	現状のまま継続			農業農村整備事業の円滑な執行を図る。	農業農村整備事業業務全般	一般事務に係る庶務的な業務(文書收受、支払い事務、その他関連事務)の遂行。	
199	建設課	県営事業負担金	75,549	現状のまま継続		小規模土地改良事業の活用促進。	生産基盤の充実と効率的な耕作を可能にし経営の安定化を図るため、老朽化した農業用施設の整備、農業基盤未整備地区の道路、水路、ほ場の整備を行う。	農地を所有する受益農家	事業主体(県)と協力し事業計画に基づき工事を実施する。	
200	建設課	村単土地改良事業	17,659	現状のまま継続			既設農道整備については小規模農道や排水路を維持管理するため、受益者の申請により費用の一部を補助する。補助対象とならない、道路、水路の整備を行う。	受益農家	既設農道整備については受益者3名以上で区長へ申請し区長より村へ申請する。交付決定後受益者が工事を実施する。	
201	建設課	小規模農村整備事業	157,137	現状のまま継続			農業基盤未整備地区の農業振興を図る為、受益者の要望に基づき事業を実施する。	受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上事業を進める。	
202	建設課	多面的機能支払交付金事業	96,345	現状のまま継続			過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下等により、農用地、農業用水路、農道等の農業資源の管理活動が低迷している。これらの機能を発揮する為に強化が必要がある。	地域共同による農地・農業用施設の日常の保全管理、老朽化が進む農業用施設の長寿命化の補修を対象	農業者及びその他の者(地域住民、団体)で構成される組織による地域の活動に対し国・県・村で支援する。	
203	建設課	農地耕作条件改善事業	173,913	現状のまま継続			排水路の改良では土砂流出を防止、農道の改良では畑の排水改良では、乾燥化を図り、農産物の安定生産、安定供給を図る。	排水路、畑の受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上、事業を進める。	
204	建設課	農業水路等長寿命化・防災減災事業	0	現状のまま継続			国営・県営事業等で実施した農業水路施設等の長寿命化を図る。	農地を所有する受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上、事業を進める。	
205	建設課	建設管理事業	2,942	現状のまま継続			建設課関係一般事業の円滑な執行を図る。	建設事業業務全般	建設課内の一般管理事務に係る庶務的な業務(文書收受、支払事務、その他関連事務)の執行。	
206	建設課	土地利用調整事業	76	現状のまま継続			土地利用が計画的に進展するよう、持続する推進体制づくりを行い、望ましい土地利用の実現を目指す。	開発事業者の行う開発事業、建築物の制限に関する条例の対象建築、自然公園法の対象事業	開発事業協議書の提出を受ける。建築確認の提出者に対する情報提供依頼、条例の制度を広く知らしめ手続きに漏れが無いよう指導する。森林法、自然公園法における可能な情報提供。	指導要綱の変更により、建築物、工作物の高さ、色の制限を景観に配慮するよう協力を求めている。
207	建設課	道路河川整備促進事業	448	現状のまま継続			生活の利便性の向上、就労環境向上、産業創設、産業の活性化、砂防事業等による防災対策の推進を目的に整備促進を行う。	道路管理者、砂防事業者(国、県)	期成同盟会による要望活動やPR活動。	同盟会における負担金の軽減化、同盟会活動の活性化。
208	建設課	国土利用計画法施行事務事業	0	現状のまま継続			国土利用計画法に基づき、1万㎡以上の土地取引届出事務の遂行。適正且つ合理的な土地利用を図ること。	土地取引状況	土地取引の届け出書の審査、意見を付して知事へ進達。	

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
209	建設課	宅地造成販売事業	49	現状のまま継続		現状の販売状況の確認。	住宅地の供給	過疎化の抑制、危険地区、密集地域からの移転	村内の人に住宅用地として、村外の人に住宅地・別荘地として販売。	H25 分譲準備の引き下げ。 H26 販売促進を目的として、村内不動産業者と一級媒介契約を締結。
210	建設課	道路河川愛護事業	616	現状のまま継続			①道路及び河川等の清掃・維持管理 ②道路河川愛護活動を推進することにより、道路等に対する村民の認識を深め、道路の適正利用や河川環境保全等の気運を高める。	①村道、他の道路及び1級・普通河川、公共施設 ②村民	各地区、学校及びボランティア団体等による道路及び河川等の清掃・植栽活動。 隣接村がグリーンプロジェクトにより、自発的に村内道路等において花緑植栽及び除草等の美化活動を行う団体を支援（奨励金交付）。	
211	建設課	急傾斜地崩壊対策事業	122	現状のまま継続			群馬県が行う、急傾斜指定地の崩落対策事業の円滑な執行。	群馬県	円滑に進むよう地元調整を補助する。	
212	建設課	機械維持管理事業	18,089	現状のまま継続			機械を利用して村道の維持管理、除雪などを行い、生活・観光・産業を守る。	村民、観光客などの道路利用者	緊急な道路修繕、除雪などに対応。	
213	建設課	国土調査事業	33,644	見直しの上で継続	重点化	財源確保とともに調査区域を拡大し事業を推進。	法務局管理の公図や登記簿の面積等が現況と違うことが多いため、地籍の明確化を目的とし、土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界、面積を調査するもので、土地行政全般の合理化及び効率化を図ると共に、誤せられる各種負担の公平化を図る。	国有林143.47㎦及び公有水面2.50㎦を除く、管内の一筆ごとのすべての土地（対象面積191.61㎦）	調査地区を年度別計画で定め、土地所有者立会のうえ土地一筆ごとに地籍の確定作業を行い、国土調査法に基づく認証により、地籍図及び地籍簿を作成する。成果（図や簿）は法務局にも送られ、備え付けの地図が更新され、登記簿も書き改められる。	これまで2班体制で取り組んできたが、事業完了までに時間を多く必要とするので、職員増員及び事業のスピード化を検討することが必要。
214	建設課	緊急路面維持修繕事業	14,883	見直しの上で継続	重点化	財源確保により事業拡大を図る。	安全な通行の確保、道路瑕疵の回避。	道路利用者全般	危険箇所の穴埋め、オーバーレイ等の実施。	
215	建設課	交通安全施設整備交付金事業	4,026	現状のまま継続			交通事故の減少、安全の確保。	道路利用者全般	警察、安全協会各団体と連絡を取り事故多発箇所、危険箇所の道路施設の改善を行う。	
216	建設課	村道維持管理事業	276,054	見直しの上で継続	重点化	計画的な維持管理を推進。	道路の維持管理を行い、安全なおかつスムーズな交通を確保する。	通行者全般	落石危険箇所、曲狭箇所の改善、水処理などの改善。	
217	建設課	道路除雪事業	94,765	現状のまま継続			冬季生活道の確保および交通事故防止、観光の発展。	道路通行者全般	迅速確実な除雪。	
218	建設課	道路用地整備促進事業	982	現状のまま継続			認定道路等の官民境の座標値導入による境界管理。 一般交通の用に供する施設としての道路本来の機能を発揮させる。公図と道路用地の合致。	公共物境界（官民界）。未登記道路用地の所有権・その他の登記。法定外公共物。	公共物等の境界確定申請による調査、立会、用途廃止、付替、交換。 地籍調査等による既道路用地の完了成果による登記漏れ事務。道、川用地取得による分筆地測量登記及び委託。	境界確定完了の土地は座標値で管理。
219	建設課	橋りょう整備事業	146,047	現状のまま継続			橋梁の維持管理を行い、交通者の安全を確保する。	通行者全般	橋梁点検等を行い計画的な維持補修を行う。	
220	建設課	道路改築事業	178,535	現状のまま継続			道路の法面・構造物の維持管理を行い、交通者の安全を確保する。	通行者全般	崩落・落石危険箇所などの改善。	
221	建設課	道路台帳補正事業	4,543	現状のまま継続			道路台帳を整備して道路維持管理の充実。	道路全般	村道の認定、廃止、変更。	
222	建設課	村営住宅管理事業	62,691	見直しの上で継続	効率化	将来を見据えた計画の実践。	住居に困窮している人に安価な家賃で住宅を供給する。	住居に困窮している村民が入居できるようにする。	入居希望者はほぼ全て入居できる状況であり、基本的には申込み順で入居者を決定している。	2022年は長寿命化計画により戸生田80B棟の居住性改善工事を実施。
223	建設課	農地災害復旧事業	21,153	現状のまま継続			異常な天然現象により被災を受けた農地、農業用施設を復旧する。	受益農家、農地、農道、農業用水路を対象とする	被災の報告を県へ行い、金額により国の査定を受けるが県の補助を受け事業を実施する。	
224	建設課	小規模農村整備事業（災害復旧）	0	現状のまま継続			異常な天然現象により被災を受けた農地、農業用施設を復旧する。	受益農家、農地、農道、農業用水路を対象とする	被災の報告を県へ行い、県の補助を受け事業を実施する。	
225	建設課	村道災害復旧事業	13,319	現状のまま継続			安全な生活の確保。	村民全般	災害復旧制度の活用。	
226	建設課	河川災害復旧事業	501,062	現状のまま継続			安全な生活の確保。	村民全般	災害復旧制度の活用。	
227	建設課	道路・公共物占用事業	0	現状のまま継続			道路、公共物管理の適正化。	国・県・村道、河川・公共物、国有林等	申請案件処理、占用料徴収、継続関係処理及び国・県の物件の占用申請処理。	
228	観光商工課	バラギ温泉センター運営事業	53,513	見直しの上で継続	効率化	指定管理含め、将来のあり方を検討。	バラギ地区の観光振興、温泉資源の有効活用。	観光客及び地元住民、分湯利用する民間観光施設	H25.11月に指定管理者から管理業務の取り消しの申し出があり、その後公募したが様々な要因により観光商工課の直営となっている。	H28トイレウォッシュレット設置。水道送水ポンプ交換。H30濾過器送水ポンプ交換。H31貯水タンク交換。R2浴槽改修、電気開閉器バス交換。R5揚湯ポンプ改修工事。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
229	観光商工課	職業安定負担金	1,545	見直しの上で継続	効率化	需要により今後の展開を検討。	活力ある雇用を創出する。労働者の生活の安定と福祉の向上に資する。	技能労働者及び高等職業安定校に通う方、村内に居住する勤労者(勤労者生活資金)	職業訓練校の運営に助成及び負担金。中央労働金庫と協力し勤労者に融資する(勤労者生活資金)。	勤労者生活資金の利用者を確保する為、広報や相談窓口の設置等を行い支援を実施。また、訓練校については、令和5年度で解散の手続きを進めている。
230	観光商工課	観光商工管理事業	5,398	現状のまま継続			観光PRや会議、公用車の車検・修理。事務機器の維持管理のため。	観光PRや会議出席の出張職員、観光商工課管理の公用車、プリンター等事務備品	交通費及び宿泊費、指定修理工場による車検・修理等。プリンター・デジカメ・ラミネート等事務の備品修理及び消耗品購入。	
231	観光商工課	消費生活推進事業	923	現状のまま継続			消費生活の啓蒙・相談体制等を充実することで、消費生活における被害の救済、損害の回復、利益の保全を図り、健全な消費生活に資する。	村民	行政で行う消費相談窓口機能の強化。講演会、パンフレット、広報誌等による啓発。吾妻広域圏整備組合による吾妻郡消費生活センターの設置。特定計量器検査、計量モニター事業。商品表法、消生安法による立ち入り検査。	H29年度から消費生活に関する情報について広報誌において連載を開始し注意喚起や情報提供を実施。また、H30年度・令和4年度は消費生活センター指導員による消生活に関する出前講座を実施。
232	観光商工課	商工業振興補助金	2,546	現状のまま継続			小規模企業者の持続的発展と商工業振興、並びに地域経済の活性化を図るため。	村内に事業所を有する小規模企業者	原則として村内業者に発注する補助対象者に対し補助金を交付する。	H30年度国特化補助金に習い「小規模事業者支援事業持続化補助金」創設村の独自性と対象事業を明確化出来るよう内容を改め、H31より「売上アップ事業補助金」と名称を変更(4年間継続)。
233	観光商工課	商工振興事業	15,671	現状のまま継続			婦恋村の商工業の発展。	婦恋村商工会及び商工業者	商工会一般経費、自主運営経費の補助。	R2年度に補助金を増額。
234	観光商工課	制度資金事業	489	現状のまま継続			中小企業者の経営の安定を図る。	村内中小企業者及び村内に事業所を持つ中小企業者	制度資金(小口資金)保証料補助及び利子補給。	H23年度から貸出金利を各金融機関3.9%に設定。H24年度3.0%~3.2%、H29年度から上限金利2.8%。
235	観光商工課	商工業活性化対策事業	15,460	現状のまま継続			村内商工業の活性化	村民、及び別荘所有者で、村内事業者との契約で施工する者	住宅改修等助成金制度により住宅の新・増・改築の経費の20%(上限20万円)の助成金を交付。放置別荘解体費補助金により、別荘解体について5,000円/m ² (上限15万円)の補助金の交付。	当初3年間での事業実施予定であったが、村内業者からの継続要望や、村民ニーズに答えるため、2年間延長を行い更に3年間延長。令和3年度で終了した補助金を3年間延長した。
236	観光商工課	創業・第二創業推進事業	2,000	現状のまま継続			婦恋村の産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とする。	村内で、創業・第二創業する個人又は法人	補助対象事業について創業・第二創業する事業者に対し、事業所開設支援、事業所等借借、雇用促進の各事業に対し、補助金を交付する。	H29年度から補助事業を開始。H30年度に補助事業の利用促進を図る為要綱の一部見直しを実施。
237	観光商工課	新型コロナウイルス感染症対策事業	1,155	休止・廃止・終了			新型コロナウイルス感染症による影響を受け、消費喚起と事業者の事業継続支援及び売上拡大と新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要に対する落ち込み回復に向け、婦恋への誘客を図ることを目的とする。	婦恋村住民登録世帯・村内事業者及び村民事業者	商業を守る商品券として、1世帯1万円の商品券配布。企業を守る支援金として、現年20%減収となった事業者に対して、上限10万円の支援金。観光を守る支援金として、婦恋村に宿泊を兼ねた旅行者に対して、宿泊料金の割引等を支援する。取り扱い(一社)婦恋村観光協会。村内小規模事業者等経営支援金要綱。新型コロナウイルス感染症の影響で平成30年と令和3年の売上高が10%以上減少している者を対象。商工会へ申請。	R2.5交付要綱制定。R3.3.31まで。R4.6村内小規模事業者等経営支援金交付要綱制定。R5.1.31まで。
238	観光商工課	観光団体負担金	11,018	見直しの上で継続	効率化	費用対効果と将来性の検討を。	村内の観光団体の育成や広域的な観光施策を展開するため協議会等に加している。本事業は、婦恋の観光振興の推進を図ってもらう目的とし補助金また、婦恋村が加入する各種団体と観光振興を推進していくための負担金。	村の観光協会や広域的観光振興にかかわる諸団体等	団体活動及び施設管理。パンフレット・ポスター・ホームページ等宣伝媒体の制作・管理。観光キャンペーン及びイベントの実施。マスコミ・メディアへの情報提供。観光地の美化活動。観光資源の開発、掘り起こしによる広域観光の確立。	負担金・補助金の減額及び見直しができる団体には見直しをしてもらうようお願いしている。
239	観光商工課	観光施設整備事業	21,397	現状のまま継続			観光施設の整備、維持管理を行うことで、利用者の快適性・利便性・安全性を高め、お客様のニーズに応えるとともに、観光客の入込み数を増やしリピーター化の実現を目指す。	村内観光施設(遊歩道・しゃくなげ園・浅間サーキット・新設観光施設及び既存観光施設修繕、維持管理他)	請負、直営による観光施設の整備。委託施設維持経費の支払い(電気・水道、下水道料金)、トイレの清掃。消防施設、浄化槽の管理委託。施設の小破修繕。遊歩道の草刈り。	しゃくなげ園、湯尻川、野地平、登山道整備などソフトと一体的な整備ができた。

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
240	観光工課	観光振興事業	24,421	見直しの上で継続	重点化	農業と観光の村として振興策の検討を。	本村の美しい自然や農業景観、火山とその恵みである温泉等、本村の有する観光資源や魅力を多くの人に紹介し、観光客の誘致に結びつける。経済力の向上と地域の活性化。	関東圏の居住者を中心に、全国の観光ニーズを対象とする雑誌・新聞等マスコミ関係者、ラジオ・エージェントなどを利用し、情報発信を行う	嬉志村の入り込み客数は通過型が多く、村内への経済的効果が薄いという評価が一般的であった。経井沢、草津に隣接する位置的な好条件を利用して広域的観光を展開するとともに、着地型への転換を図ることで村内の観光産業を活性化させる。	2019観光協会の法人化。 2020モンベルフレンドエリア登録。 2022観光協会への業務委託を開始（自治体連携PR、トレッキングツーリズムPR）。
241	観光工課	マラソン大会補助事業	8,000	現状のまま継続			グリーンシーズンの入込客増加を図るため、マラソン大会を開催し、大会の運営を支援する。同時に関連する宿泊者の増客をねらい、効果的に嬉志村をPRする。	全国各地のマラソンランナー、ランナーの家族（観光客） 地元住民及び観光事業関係者	実行委員会を組織。メイン会場は東海大学嬉志高原研修センター。コースはバラギ高原周辺及びつまこいパノラマラインボルト。	第5回大会（平成24年度）から事務局が観光工課に移動。第6回大会からエントリー数3,500件に突進し、スポーツ振興くじ助成金を受ける。令和2年度より消費税増税及び各種経費の増大に伴い一部参加費の増額をおこなった。第14回大会は嬉志橋全面通行止めにより、コースが国道の迂回路となったため中止。
242	観光工課	愛妻の村づくり事業	7,247	現状のまま継続			村名の由来を活用して「愛妻家」をキーワードに観光・農業などの活性化を図り、「愛妻家の聖地」嬉志村をPRする。「妻との時間をつくる旅」を中心としたプロモーションを展開し、嬉志村の知名度を向上させ、誘客を図る。	全村民、観光事業者、商工事業者、観光客	「愛妻家の聖地」をPRし、村民に活用の有効手段を周知する。日本愛妻家協会と連携することにより、協会が持っているノウハウを活用する。	嬉志村観光協会等と連携しさらなる誘客を図る。令和4年度より「愛妻家の聖地PR事業」を嬉志村観光協会に委託。委託内容は妻旅向上委員会の運営、いい夫婦の日と愛妻の日イベント業務等。
243	観光工課	万座・鹿沢口駅活性化対策事業	0	休止・廃止・終了			当村公共交通機関の玄関口である万座鹿沢口駅周辺の商店街の活性化並びに環境整備等の検討。	観光客・地元住民・万座鹿沢口駅利用者	地元との連携により	20年度で足掛け3年の壁画事業が終了。 23年度はぐんDに合わせた事業展開を行った。28年度会員の見直し予定。
244	観光工課	万座ヒルクライム大会支援事業	0	休止・廃止・終了			観光振興、経済力向上、地域の活性化を図るため。	大会運営者及び参加者	消耗品代、おもてなし用食材費などの一部を村が費用負担、また村内各種団体や役員職員がサポートを行う。	道路事情などによりH26、H27は中止された。H28より「嬉志キャベツヒルクライム」に名称変更し実施。令和4年度大会事務局より大会廃止の報告あり。
245	観光工課	観光情報発信事業	132	見直しの上で継続	重点化	観光協会HPを活用した観光情報の発信統一化。	ホームページ、ツイッター、フェイスブック等による情報発信に取り組んでいるが、さらに動画や観光施設、イベントのライブ映像などの発信を加え、誘客宣伝を強化し、また観光案内を効率的に行うため。	観光客、観光関係者、村内商工業者、住民	持ち運び可能なライブ用カメラ機器を購入し、現地のライブ映像をホームページ上で見られるようにする。ビデオカメラで撮影した映像など動画を数多くホームページ上で見られるようにする。	H26しやくなげ園設置、バラギ湖畔、万座ハイウェイ噴気監視、鬼押出し園設置、H27シャクナゲ園（浅間山監視含む）。
246	観光工課	嬉志スキー場管理事業	16,500	休止・廃止・終了		本年12月15日で終了予定、未利用国有地の返地と建物の解体計画を。	冬場におけるバラギ地区及び本村全体の地域振興を図るため。	住民、スキー客、バラギ高原観光協会、吾妻森林管理署、バルコール嬉志2号(株)	業務委託契約締結により運営を行い、スキー場に保有する資産を無償貸与。修繕及び補修は行わず、国有地使用料、施設撤去費など一般会計から支出している。	H26補正予算により240,000千円の一括返済を行い債務を解消した。20年度より一般会計に移行し設備条例を廃止。指定管理から業務委託へ。
247	観光工課	愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業	294,815	休止・廃止・終了			群馬県の旅行支援「愛郷ぐんまプロジェクト」の実施に伴い地域限定クーポン券の発行し、需要喚起を図る。	観光客、観光関係者、村内商工業者	村がクーポン券を作成し、嬉志村観光協会にて宿泊事業者に配布、宿泊事業者は愛郷ぐんまを利用した宿泊客にクーポン券を発行、使用されたクーポン券は観光協会が取りまとめ、村が換金を行う。	クーポン券換金業務を嬉志村観光協会へ委託している。
248	観光工課	硫化水素ガス対策事業	1,830	現状のまま継続			万座地区における硫化水素ガスによる事故の防止及び監視・救助等による安全対策。	観光客及び地元住民	監視・警報システムにより硫化水素ガスの発生状況を常時監視し、スピーカーにて危険を知らせる（協議会により）。危険地帯の柵及び看板設置。ガスの発生地帯の定期監視の実施（年4回）。監視・救助のためのガスマスク等備品の配備。	R4年10月より草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会監視救助体制部の担当が嬉志村から草津町へ変更。
249	観光工課	総務災害復旧事業	0	休止・廃止・終了			令和元年台風19号の被害を受けた住宅等助成金、事業者が、その事業を継続するために行う被災物件の補修もしくは新設に対する事業持続化補助金。	被災した住宅等の改修、事業者が被災した事業資産の補修、新設等に関する経費	罹災証明書又は被災証明書の写し、被災状況を明らかにした書類（写真等）と見積書により申請。	令和元年11月、要綱制定。 ※R4.10.31まで。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
250	教育委員会	教育委員会運営事業	1,338	現状のまま継続			教育基本法に基づき嬉志村の教育の充実を図る。村民憲章が求める人間性豊かな村民の育成並びに社会教育の変化に対応するために生きる力をはぐくむ基本方針とし、村ぐるみの教育行政を推進していく。	全村民	「嬉志の教育」推進目標として学校づくり・家庭づくり・地域づくりを柱に教育環境の充実に努め、心豊かな村民の育成を目指す。	振興協議会、嬉志の教育についての見直しや、教育委員会の評価点検について、早期時期に開始し、現年度の事業実施つないだ。
251	教育委員会	事務局管理事業	4,075	現状のまま継続			村内教職員の住居確保等・幼児、児童、生徒の身体及び歯科検診	新規採用及び遠隔居住者・幼稚園児、小学校児童、中学校生徒	学校づくり・家庭づくり・地域づくりの三つを設定し、21世紀に生きる豊かな心・豊かな体力・豊かな学力を身につけた心豊かな嬉志村民の育成を目指して教育行政を推進する。全幼児、児童、生徒の検診。	老朽化した教員住宅の解体。H23千俣教員住宅、H25西部教員住宅解体。
252	教育委員会	語学指導を行う外国青年招致事業	9,098	現状のまま継続			英語教育の充実を図ることを目的として、英語担当教員とのチーム・ティーチングを通じて、国際化に対応できる児童生徒の育成を図る。 ALTとふれあう活動を通して、幼稚園児の国際感覚を養う。	小・中学校児童生徒及び幼稚園児	児童生徒の英語力向上を図るため、指導助手として担当教諭とのチーム・ティーチングにより英語授業の充実を図る。 幼稚園児は歌やゲームなどでALTとふれあう活動を通して、簡単な英語を耳にする機会を持ち、身近に感じてもらう。	H21年度の二期よりALTを1名増員し小学生の外国語活動の充実を図った。
253	教育委員会	奨学金貸付事業	3,100	現状のまま継続			教育を受ける権利の機会均等（学習意欲のある者に等しく機会を与える）を図り、有用な人材育成に努める。	村民が高等学校、短大、大学等への進学に意欲のある者で、入学準備金・学費等の調達で困難な者	広報等で募集する。申請書を受け付け、所得等を審査委員会が審査し、教育委員会の承認を得て本人に決定通知を送付する。	返還金の未納者に対しての返還方法の対応。H30年度は貸付金より返還金が多くなっている。
254	教育委員会	スクールバス運営事業	159,996	現状のまま継続			嬉志村は通学区域が広範囲であり、公共交通機関が整備されていないため、児童生徒の通学手段を確保すること。	幼稚園、小学校、中学校の児童生徒で遠距離から通園通学するもの	民間2社に運行委託して経営している。	全15路線のうち1路線を直営運行。
255	教育委員会	給食センター運営事業	109,153	見直しの上で継続	重点化	施設の老朽化対策、アレルギー対応の更なる強化。	学校給食の充実及び学校における食育の推進を図り、学校給食が園児、児童及び生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	園児・児童・生徒・教職員	学校給食法に定める学校給食実施基準、及び学校給食衛生管理基準により給食を実施する。	H5より現在の施設に移転。H28から給食費無償化。幼稚園完全給食開始。R1より保育園給食提供開始。献立作成ソフトミールくん導入。
256	教育委員会	小学校管理事業	24,420	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育の充実。	村内小学校施設の維持管理	教育目標徳・体・知の基礎と基本と身につけさせ、人間性豊かな子どもを育てる。	H25年度東小・鎌原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
257	教育委員会	東部小学校管理事業	11,964	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育の充実。	村内小学校施設の維持管理	教育目標徳・体・知の基礎と基本と身につけさせ、人間性豊かな子どもを育てる。	H25年度東小・鎌原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
258	教育委員会	西部小学校管理事業	14,016	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育の充実。	村内小学校施設の維持管理	教育目標徳・体・知の基礎と基本と身につけさせ、人間性豊かな子どもを育てる。	H25年度東小・鎌原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
259	教育委員会	小学校教育振興事業	3,822	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し、教育振興を図る。	補助金交付要綱の見直しを実施。
260	教育委員会	東部小学校教育振興事業	2,938	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し、教育振興を図る。	補助金交付要綱の見直しを実施。
261	教育委員会	西部小学校教育振興事業	3,243	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し、教育振興を図る。	
262	教育委員会	小学校交流事業	28	現状のまま継続			千代田区の児童との自然農業体験及び5年生東京への遠足時に千代田区の小学校を訪問し親睦を深める。	村内小学校5年生・千代田区小学校5年生	農業体験を通して、千代田区小学生との交流（作物の植え付け及び収穫）。村内5年生遠足で千代田区小学校訪問に対する補助金(1人4,000円まで)。	毎年度打合せ会議を行い目的、成果を確認し実施の意義を再認識し、改善を図っている。
263	教育委員会	中学校管理事業	98,292	現状のまま継続			中学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・設備の充実と健康安全教育等の充実。	村内中学校施設維持管理	運営上必要な教材及び施設の整備。	H24年度より中学校統合。R2年度太陽光パネル更新及び校内照明をLED化。
264	教育委員会	嬉志中学校管理事業	11,398	現状のまま継続			中学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・設備の充実と健康安全教育等の充実。	村内中学校施設維持管理	運営上必要な教材及び施設の整備	H24年度より中学校統合。
265	教育委員会	中学校教育振興事業	6,551	現状のまま継続			中学校における教育振興を図る。	村内中学校生徒	教育目標達成のため教育環境を構築する。	補助金交付要綱の見直しを実施。
266	教育委員会	嬉志中学校教育振興事業	6,141	現状のまま継続			中学校における教育振興を図る。	村内中学校生徒	教育目標達成のため教育環境を構築する。	補助金交付要綱の見直しを実施。
267	教育委員会	中学生海外交流派遣事業	0	現状のまま継続		今後の実施に向けた検討。	本村における国際交流の振興と国際性豊かな人材育成により、国際理解教育の推進を図る。	嬉志中学校3年生（抽選により12名）	本人の申込（要英検4級以上）一学校長の推薦一公開抽選会一派遣生徒決定(12名)	負担金の見直し。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
268	教育委員会	中学生座間味村交流	0	現状のまま継続			明日の郷土を担う青少年たちの心身ともに健やかな成長を図る。風土・歴史・文化・産業の異なる地域との視察学習を通して視野を広げ、社会性を養い、嬉恋村ではできない自然を体験することにより人間として相互理解を深め、たくましさと思いやりを育む。	嬉恋中学校3学年生徒を対象に男女合計12名	本人の申込一学校長の推薦一公開抽選会一派遣生徒決定(12名)	参加者の負担金をH18年度に3万円から4万円に増額した。
269	教育委員会	スピードスケート振興事業	4,590	見直しの上で継続	重点化	嬉恋高校の存続を視野に事業強化。	本村の伝統的スポーツであるスピードスケートを根ざすため。	村内小学校・中学校・嬉恋高校の選手育成強化、小学校の授業	練習環境の提供・県施設の青葉湖のバイピングリンク借用及び夏季間のローラースケート場の賃貸。	小学校統合に伴い全小学校でスケート授業を取り入れる。
270	教育委員会	運動公園維持管理事業	10,499	見直しの上で継続	重点化	トラック走路の老朽化への対策、今後における芝生の管理のあり方の検討。	村民の健康管理・体力の向上及び農村と都市の交流を持って地域の振興を図るため。	全村民及び村内宿泊施設利用者、嬉恋中学校生徒	利用者の日程調整。施設の維持管理。	管理委託契約の見直し。使用料の見直し。利用に関する広報活動。
271	教育委員会	社会体育館維持管理事業	1,212	現状のまま継続			村民の健康管理・体力の向上及び地域コミュニティの振興。	村民等	体育館は利用の日程調整及び維持管理事業。公園関係は、遊具の点検、維持管理事業を行う。	
272	教育委員会	災害復旧事業	55,830	現状のまま継続			災害箇所の復旧	教育施設	被災した箇所を使用できるよう状態に復旧する。	
273	教育委員会	社会教育振興事業	148,078	現状のまま継続			村民の多様化する学習ニーズへの対応、地域・家庭の教育力の向上、社会教育団体への支援、青少年の社会参加の推進等、つながりのある地域社会を築いていくなど、社会教育事業全般の基礎的事業。	各種社会教育団体等、村民	社会教育委員会の運営、各種団体への助成。	自主運営への取組。H24から生涯学習だより発行。H26より花いっぱい事業を公民館事業へ移動。
274	教育委員会	人権教育推進協議会運営事業	837	現状のまま継続			村民ひとり一人が人権感覚を身につけてると共に、人権問題を正しく認識し、基本的人権の精神が村民の生活の中に実現するような村作りを推進する。	全村民	人権教育推進協議会の開催、人権教育推進大会の開催、人権教育推進協議会委員の研修会年2回(村・郡各1回)、人権に関する演劇教室開催(西部小・東部小)、「人権に関する標語」の募集・選定、広報つまごいで啓発活動を行う。	人権問題は今後山積する傾向にあり、現状を踏まえた活動の推進を図る。
275	教育委員会	青少年健全育成事業	523	現状のまま継続			青少年の社会参加を促し、地域社会での活動を通して豊かな人間性を育む。	青少年を中心に全村民を対象とする	青少年育成推進員連絡協議会の活動(嬉恋クリーン大作戦やパトロール、啓発活動等)の一環として進める。20歳のつどいは嬉恋会館にて式典、記念撮影を実施。	H23より成人式開催事業を統合。H27に健全育成団体補助金を申請。R4より成人式を20歳のつどいへと名称変更をおこなった。
276	教育委員会	放課後子ども教室推進事業	1,243	現状のまま継続			子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設ける	平日の放課後や週末等に学校の空き教室や校庭・体育館等を活用し、地域の方々の参画(安全管理員)を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、昔遊びや読み聞かせ等の文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。	平成27年度より土曜・長期休業中の教室も開催している。
277	教育委員会	文化祭実施事業	1,008	見直しの上で継続	効率化	時代やニーズに応じた内容を検討。	村民のため生涯学習の発表の場の提供と各地区村民の交流親睦を深める。	村民	文化協会、スポーツ協会、各区等団体村民へ参加・協力を呼びかける。	H22から補助事業から単独事業費へ変更。H24から成果・活動指標変更。
278	教育委員会	公民館運営事業	4,842	現状のまま継続			地区における公民館活動の運営支援と地域の自主性の醸成。東部公民館における住民への学習機会の提供。	全村民、嬉恋会館利用者、地区公民館利用者、図書室利用者	町村連携講座・上毛かるた競技大会・おもしろ科学教室の開催、ふるさとキッズの実施、子ども会育成会の運営、家庭支援講座、素敵に子育てイキイキ講座の開設、図書室の整備、県内連携図書館の有効活用、吾妻郡共同巡回図書館の運営。	H23年度、おもしろ科学教室、図書室運営事業を統合。H26年度、花いっぱい運動を統合、イキイキ講座開始。
279	教育委員会	公民館施設整備維持管理事業	2,141	現状のまま継続			生涯学習振興のための施設維持管理。	嬉恋会館(東部公民館)	施設利用に支障なく対応できるよう日常点検を実施し、修理・管理・清掃等の維持管理により利用者の間に供する。また地域の防災施設として機能できるように管理していく。	18年度より電気・暖房代相当分として利用者負担開始。21年度臨時交付金を活用し22年に指図書所数件の改修を実施。
280	教育委員会	スポーツ振興事業	5,836	現状のまま継続			村民のスポーツに対する参加意欲を喚起し、体力向上と健康増進に資するとともに、各スポーツ団体の支援を行い、村民個人及び団体の自主的活動を推進する。	村民・村内スポーツ団体	村内スポーツ施設の管理を行い、諸手続など事務的な支援及び人的補助と補助金など、経済的支援を適し負担軽減をはかる。また、指導者の育成のため各種研修会や事例研究に努める。	H23よりスポーツ少年団推進事業を統合。

令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
281	教育委員会	スポーツ推進委員会運営事業	218	現状のまま継続			住民にスポーツ実技の指導をを行う。スポーツ活動促進のため組織の育成を行う。行事事業への協力。スポーツ振興のための指導助言を行う。	村民	スポーツ推進員に県・郡の研修会、講習会へ積極的に参加を促し知識・技術を習得したうえで、スポーツ教室などを開催してもらう。	法改正によりスポーツ推進員に改正。
282	教育委員会	総合グラウンド維持管理事業	7,335	現状のまま継続			体育・レクリエーションの振興をはかるため効率的に運用する。	全村民及び村内宿泊施設利用者	老朽化施設及び備品等の点検、修繕、更新を行い、使用については申込により日程・時間調整を申込者と協議し、効率的な使用環境を整える。	国の経済対策交付金により施設改善を実施。
283	教育委員会	村民プール維持管理事業	318	現状のまま継続			村民の健康増進と生涯スポーツの推進。	主に村民	村民プールの一般開放を実施する。	29年より管理、運営委託先が無く、直営で開放。教室も同時に廃止。
284	教育委員会	吾妻郡民スポーツ大会参加事業	1,008	見直しの上で継続	効率化	新方式に即した対応。	大会を通して郡内住民のスポーツ交流と親睦をはかり、スポーツに対する参加意欲の喚起につなげる。	村民	婦恋村スポーツ協会を通して選手集めを行い、吾妻郡民スポーツ大会へ参加する。	大会運営に必要な施設、用具等の貸出と必要最小限の人的補助に努めた。H30より吾妻郡民スポーツ大会へ参加する。
285	教育委員会	新婦恋会館建設事業	14,989	現状のまま継続		計画に基づいた確実な実施。	現在の施設は昭和50年の開設以来45年以上経過し、社会教育活動の拠点施設として活用してきた。近年は老朽化が著しく、また耐震基準に適合しておらず村の避難場所としても指定してあることから早急な対応が迫られている。現在の場所へ建替えを実施し、新たな社会教育活動施設、防災施設の拠点としたい。	村民・村外各種団体	プロポーザルにて設計会社を決定。一般競争入札にて施工業者決定。	
286	教育委員会	浅間山熔岩樹型整備活用事業	492	現状のまま継続			国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型の保護と活用により、村民の貴重な財産である文化財を次世代に継承し村民の郷土愛及び文化的向上を目指す。観光振興を通じて地域の活性化に貢献する。	国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型分布地周辺	熔岩樹型分布指定地内の定期的な刈り払いや樹型の枯れ葉等の除去の実施及び保護団体への支援。トイレ・説明板・墜落防止柵等の便宜施設の整備及び普及啓発活動。保存活用計画策定に向けた調査・検討。熔岩樹型に関わる浅間山北麓ジオパークや文化庁などの関係団体と連携し、事業に取り組む。	H24～25土地境界杭修繕。H28仮設トイレ設置。H29看板修繕。H30～普及啓発イベントの実施。H30～R3調査事業・保存活用計画策定事業の実施。
287	教育委員会	湯の丸レンゲツツジ群落保護増殖事業	805	現状のまま継続			ボランティアとともに村を代表する湯の丸レンゲツツジ群落の自然生態系と環境の保全を図ること、住民と行政が一体となって湯の丸のレンゲツツジ群落の保護増殖を進め、心と文化を育む村づくりの実践と環境教育の普及を目指す。	湯の丸レンゲツツジ群落指定地	雑木伐採及び下草刈りによるレンゲツツジ保護増殖事業の実施。ボランティアによる保護団体のレンゲツツジ保護増殖活動への支援。自然観察会等の普及啓発活動による文化財や自然保護に対する意識高揚及び郷土愛の醸成。事業は湯ノ丸山周辺の関係団体と連携し実施する。	H29～ボランティアで手の届かない範囲の伐採作業の継続した業者委託を開始。
288	教育委員会	文化財保護活用事業	1,622	現状のまま継続			村民の貴重な財産である文化財の保護・活用により、文化財を次世代に継承し村民の郷土愛及び文化的向上を目指す。さらに、観光振興を通じて地域の活性化に貢献する。村内文化財の調査による学術研究の発展や適切な文化財の適切な管理を図る。	村内指定文化財、未指定文化財	婦恋村文化財調査委員会による調査、審議等を行い、文化財所有者や地域住民や学校関係、ジオパーク等の関係団体との連携を図りながら事業を実施する。必要に応じて文化財の保全事業・活用事業、説明板・標識の設置・更新・文化財台帳の整理等を実施する。	H23文化財調査委員会運営事業を統合。H27冊子「婦恋村の文化財」の改訂。H30～一部指定文化財の草刈り作業を委託事業化。R3地域計画策定に向けた文化財リスト作成に着手。法改正により「文化財保護審議会」と改称。
289	教育委員会	資料館運営事業	20,071	見直しの上で継続	効率化	企画展示などで更なる入館者増を。	天明三年遠聞焼け遺跡に関する資料を中心に、考古・歴史・自然・文化等の資料を収集し、保管し、及び展示して教育的配慮のもとに住民の利用に供し、併せてこれらに関する調査研究及び事業を行うため。	来館者及び資料を必要とする団体及び個人	展示会（常設展示及び企画展）開催、講座等の開催、資料館ボランティアガイド養成・運営、資料収集作業活動。	H23より体験学習事業、資料館施設整備維持管理事業を統合。
290	教育委員会	鎌原観音堂周辺整備事業（地域計画）	20,840	現状のまま継続			鎌原周辺の関連文化財群は、「天明三年」からの再建・復興の歴史を象徴するもので、本村にとって歴史や文化財を核とした地域振興の中心的な場所といえる。史跡整備、資料館を中心とした文化財の活用展開、地域住民の手による保存活動等を集約した村の「心の場」をつくるとともに、国民的な「歴史な場」としての整備計画を具現化する。	全村の文化財を集約した上での関連鎌原地区	文化庁のすすめる「文化財保存活用地域計画」の策定準備を進めつつ、石段・十日の窟・延命寺といった、かつての象徴的な遺跡整備の公開展示の準備に取り組む。学際的な周辺調査を通して、さらなる価値担保をはかった上での周辺計画を進める。	

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
291	教育委員会	学童保育所運営事業	12,891	現状のまま継続			保護者が仕事等で昼間家にいない小学生（1年生～6年生）児童に対し、授業の終了後に学童保育所において生活の場を与える。	小学生（1年生～6年生）	放課後及び長期休暇（夏休み等）時に学童保育所において生活の場を与え、居場所を確保する。	旧こともふれあい館を現在の東部学童保育所に併設し、平成27年度に教育委員会へ委任された。
292	教育委員会	東部保育所運営事業	28,671	見直しの上で継続	重点化	職員の確保、充実。	保護者の就労または病気等により家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をするとともに、通所する児童の心身の健全な発達に寄与する。	満1歳から、小学校就学前の保育に欠ける児童	入所児童の受け入れ、保育の実施、一時保育事業。	東部幼稚園と東部保育所との幼保連携保育実施。平成26年8月より東部こども園として、東部幼稚園、鎌原幼稚園と東部保育所が統合されてスタートしている。
293	教育委員会	幼稚園運営事業	47,855	見直しの上で継続	重点化	職員の確保、充実。	幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行うための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	村内2園により3年保育を実施。	平成19年度より教育施設再編委員会により再度統廃合を検討。平成26年度統一完了
294	教育委員会	西部幼稚園運営事業	2,368	現状のまま継続			幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行うための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	幼稚園の運営及び幼児の3年保育を実施。	平成19年度より教育施設再編委員会により再度統廃合を検討。平成26年度統一完了
295	教育委員会	東部こども園運営事業	4,040	現状のまま継続			幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行うための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	東部こども園の運営及び幼児保育を実施。	東部幼稚園と東部保育所との幼保連携保育実施。平成26年8月より東部こども園として、東部幼稚園、鎌原幼稚園と東部保育所が統合されてスタートしている。
296	上下水道課	簡易水道事業特別会計	11,237	見直しの上で継続	効率化	料金収入と維持費の検討を。	安全で安心、清浄にして低廉な水の安定供給を図り、もって公衆衛生の向上に努める。	村民及び水道水の利用者	老朽管の更新、老朽施設の改修整備、漏水箇所の修理、水源の保護。	平成19年に料金改定実施。平成29年より経営戦略策定着手。
297	上下水道課	上水道事業特別会計	-32,758	見直しの上で継続	効率化	料金収入と維持費の検討を。	安全な水道水の安定供給。	村民、別荘滞在者等	老朽化施設の計画的な更新による事故防止と、施設の適切な管理・運営。	平成13年度から石綿管の布設替え。平成19年度に料金改定。平成20年度に高利率の起債の措換え。令和2年度途中から、検針を3か月に1回から2か月に1回に変更。
298	上下水道課	公共下水道事業特別会計	9,139	現状のまま継続			生活雑排水の浄化による生活環境の整備と公共水域の保全。河川水質の保持。	汚水処理計画区域内の住民、汚水処理施設、関係各種団体	汚水処理施設や管路の計画的な維持管理。接続の推進。健全な管理運営を行うために適正な料金体系の確立。	H17年度、H19年度に下水道使用料の値上げ改定。処理場管理委託契約期間（H27年度～H31年度：5年間）満了に伴い契約更新（R2年度～R6年度：5年間）を行った。
299	上下水道課	農業集落排水事業特別会計	9,551	現状のまま継続			生活雑排水の浄化による生活環境の整備と公共水域の保全。河川水質の保持。	汚水処理計画区域内の住民、汚水処理施設、関係各種団体（農集排・個別浄化槽）	汚水処理施設や管路の計画的な維持管理。地元協議会等と連携した接続の推進及び個別合併浄化槽設置の推進。健全な管理運営を行うために適正な料金体系の確立。	H17年度、H19年度に下水道使用料の値上げ改定。各処理場管理委託契約期間（H27年度～H31年度：5年間）満了に伴い契約更新（R2年度～R6年度：5年間）を行った。
300	交流推進課	国際交流事業	4,278	見直しの上で継続	重点化	ボンベイ市との友好都市協定締結による事業拡大推進。	国際的な交流を実施することにより、村民の国際的な視野を養い人材育成を目指す。イタリヤボンベイ市との交流実施。	全村民、小中学生	ボンベイ市中学生との絵画等の作品交換交流を実施。	ボンベイ市と友好都市協定締結を機に両市村の発展ため、これまで以上に交流事業を推進する。
301	交流推進課	(専任)集落支援員運営事業	7,561	見直しの上で継続	効率化	民生委員との連携により住民サービスの向上を。	地域の現状に目を配り、地域の課題を住民自らの課題と捉えられるような意識の醸成と体制の構築を図る。	各行政区、浅間高原地区区の住民	住民、地域団体、役場関係課が連携した取り組みが進められるよう、地域のアドバイザーとして集落支援員を設置する。集落支援員は行政情報の提供、相談業務、地域の情報収集を行う。	R3年度に交流推進課が設置され、本事業の所管課となった。なお、兼任事業は、未来創造課が所管する。
302	交流推進課	移住定住促進事業	4,338	見直しの上で継続	重点化	若い世代の移住促進、情報発信の拡充による移住促進。	人口減少による子育て世代や将来を担う世代の減少を背景に、移住プロモーションを効果的に打ち出し、村の将来を担う世代確保する。	東京圏に住む地方への移住潜在意識を持つ方	東京圏を含む全国に向けて、WEBニュースほか広報媒体を用いて移住の訴求力を高めるとともに、集落支援員による施設案内や相談会等の移住コーディネートを行う。来年度から既存事業のターゲットや村への長期的な関わりや滞在を促すため、ブラッシュアップする。	H28年移住集落支援室開設。H29年地域交流センターへ事務所移転。R3年交流推進課の設置に伴う集落支援員の拡充。

■令和4年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
303	交流推進課	浅間山北麓ジオパーク推進事業	11,190	見直しの上で継続	重点化	浅間山南面地域との連携を図るべし。	地域の資源を保護・保全し、次世代のための持続可能な社会を目指す。 住民に地域の魅力を伝えることにより、地域愛を育む。 観光客に質の高いガイドや体験を提供することにより、増客を目指す。	地域住民・観光事業者・観光客	地域の団体と連携し、地域資源の保護・保全活動を実施。 講座、出前授業の実施 誘客イベントの開催 ジオサイトやコースのガイド活動	昨年度に続きコロナ禍の状況下ではあったが、JGN全国大会、子どもサマースクール、JGN関東大会が現地開催されコロナ禍の影響を受ける事無く無事に開催、参加する事ができた。
304	交流推進課	碓氷村地域交流センター管理事業	203,753	現状のまま継続			交流施設の維持、管理事業。	全村民、観光客	交流施設の整備（増築）。	交流施設の増築工事に着手し大会議室、加工場、倉庫を備えた増築建物（既存施設からの連絡道含む）を工期内に竣工した。
305	交流推進課	自然環境推進事業	1,137	見直しの上で継続	効率化	効率的な保全と活用の取り組みを。	「碓氷村及びその周辺地域の自然生態系の保全と活用を推進するため、行政・研究機関・各種団体・民間企業及び地域住民が協力して、調査研究やツーリズムを通じて、環境教育活動及び地域経済や文化の発展を推進することによって、地域社会の持続的な発展に寄与する」 「あさま高原オープンガーデン推進協議会」では、地域交流センターの庭の手入れをお願いし、ガーデンニングの楽しさ、素晴らしさを発信していく。	浅間高原野鳥の会会員・あさま高原オープンガーデン推進協議会	浅間高原野鳥の会は、野の生き物観察会の開催やモニタリング調査、自然環境保全のためのクリーン作業、山之内町が主導しているエコパーク推進事業への協力、その他情報発信等を行い、活動内容を周知する。 あさま高原オープンガーデン推進協議会は、地域交流センターのガーデンニングから協議会員のオープンガーデンを回るツアーなどを行い、またSNS等利用し、情報発信を行う。	浅間高原野鳥の会の活動や調査データをウェブサイトなどで周知していく。 あさま高原オープンガーデン推進協議会も情報発信の強化が必要。
306	交流推進課	地方創生テレワーク推進事業	7,037	見直しの上で継続	重点化	ASAMA Valleyの活用推進。	都市部からの流動人口及び移住人口を拡充する。	都市部企業とその社員	テレワーク施設を手段として、テレワークを実施しており、社員の人材育成を理念にしている都市部企業に村の地域課題解決を目的とした研修をきっかけに村への関係人口、移住促進を図る。	令和4年度より実施する。
307	交流推進課	空家等・空地対策事業	1,069	見直しの上で継続	重点化	不動産事業者との連携による空き家・空き地バンクの充実。	空家・空き地の有効活用、危険空き家の把握及び除去。	村内の空家・空き地所有者	空家・空地の状況調査、所有者の意向調査を行い、村内の活用可能な空家や空地、および解体が必要な空家を把握する。 「碓氷村空家等対策計画」を策定し、国土交通省の社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「空き家再生等推進事業」の交付金を申請し、空家等の除却や活用方法などを検討していく。	令和2年3月から「碓氷村空き家バンク」開設。